

2010 年夏合宿活動記録



7 月 3 日(土)～5 日(月)
早稲田大学軽井沢セミナーハウス
早稲田大学文化構想学部
社会構築論系 現代共生理論

はじめに

新3年生のメンバーが加わり、昨年2009度始まった文化構想学部ゼミも、今年度春学期から、いよいよフルメンバーとなった。

「環境」をテーマにして、4年生と3年生とが、うまく協力し合いながら、ゼミ本来の先輩と後輩でありながら、その垣根を越えた共同作業を進めていくことができた満足している。ゼミで切磋琢磨する2年間の間、4回の合宿を経験するが、早稲田大学のセミナーハウスをできるだけ順番に使うということで、今回は初めて軽井沢セミナーハウスを利用した。どうしてもセメスター終わりにゼミをして報告をしてまとめるということになると、梅雨時期の合宿開催となってしまう。今年も昨年ほどではなかったが雨に少し降られた。ただし、サイクリング、テニス、バーベキュー、そして学問的議論を長時間にわたり行い充実した春学期としてまとめることができた。

今回のプロシーディングスの制作は、初めての3年生によるものである。昨年より合宿の時期が遅くなったため、完成が少しずれこんでしまったが、内容豊かなものとなった。この成果を、さらにふくらませてゼミの伝統を築いていって欲しい。

2010年12月

森 元孝

目次

- はじめに
- 春期のスケジュール
- 夏合宿スケジュール
- テーマ1 : 『京都議定書の内容―締約経緯と有効性の検証―』／発表1班
- テーマ2 : 『地球温暖化問題における国際社会と日本の動向』／発表2班
- テーマ3 : 『キー・パーソンから見る水俣病の実像』／発表3班
- テーマ4 : 『環境政党・ドイツ緑の党と日米における環境運動体―その思想的背景と構造の比較検討』／発表3班
- テーマ5 : 『水俣市の今後』／発表4班

参加者

- 1班: 河原恵理華 佐藤耕喜 南井遼太郎
倉上允 大窪一暢 栗原皆 瀬尾優美
- 2班: 小林豊明 三谷裕子
金子博明 小林洋紀 関根惇人 佐藤万里江
- 3班: 坂下達郎 橋本尚樹 三村綾子
菊田駿之 酒井卓也 二又風香
- 4班: 藤嶋雄太
窪池岳人 坂本誠 松岡宗寿

2010年度春期活動スケジュール

SS:

月	日	課題 1	課題 2	課題 3
		「環境と社会」をテーマにして、20世紀の日本と世界について考えていく。		
4	7	自己紹介とゼミの進め方について	グループの方針について報告	
	14	「環境と技術」『社会学』第8章		
	21	「環境問題の社会的研究」『環境社会学』第1巻 第2章	「環境共存へのアプローチ」『環境社会学』第1巻 3章	
	28	「巨大都市化の発展類型と地域」『講座社会学4 都市』第2章	「巨大都市化の発展類型と地域」『講座社会学4 都市』第2章	
5	5	休日		
	12	「水俣病の歴史」『水俣学講義』第2回	「チッソの企業体質と技術」『水俣学講義』第3回	
	19	「『京都議定書』後10年をどう評価するか? についてのグループ研究の方針」	合宿報告進捗状況 (1)	
	26	「『京都議定書』後10年をどう評価するか? についてのグループ研究の方針」	合宿報告進捗状況 (2)	
6	2	「私たちの価値基準」『未来は緑 ドイツ緑の党 新綱領』序「エコロジーの時代に向けて」『未来は緑 ドイツ緑の党 新綱領』序	合宿報告進捗状況 (3)	
	9	「エコロジカルで公正な市場経済に向けて」『未来は緑 ドイツ緑の党 新綱領』序「開かれた社会政策に向けて」『未来は緑 ドイツ緑の党 新綱領』序	合宿報告進捗状況 (4)	
	16	合宿の準備作業	合宿の準備作業	
		ブレ合宿		
	23	課題2 議論テーマ「公害の原点<水俣病>」についてまとめ、分析、議論 課題1との関係で、戦後日本の環境問題の原点としての水俣病について分析報告 を行い議論をする。	70分×2	
	30	合宿の準備作業	合宿の準備作業	
7	3	合宿(7/3-5) 夏合宿(2泊3日) 軽井沢セミナーハウス		
		課題1 「『京都議定書』後10年をどう評価するか?		
		1. 「京都議定書」までの歴史的事実 2. その後の問題 3. 今後について	70分×3	
		課題3 テーマ「未来は緑」について分析報告と		
		ドイツ、緑の党の綱領とその解説について、各グループで読み分析し、報告を行 い、日本における環境問題と政治の関係について議論をする。Part 1. ドイツの 事実、Part 2. 日本の事実	70分×2	
		課題4 4年生 卒業論文報告	20分×15	
		各自の夏レポートの方向性について報告		
		課題5 3年生 各自の課題(おもいつき) 開陳	60分×1	
		これから行っていく各自の課題について報告		
	9	プロシーディングスの制作		
	16	プロシーディングスの制作		レポート準備
	23	プロシーディングスの制作		レポート準備
	30	批評会		邦訳提出: 批評と議論
8		ゼミについては忘れ、自分たちのことをする。		
9		ゼミについては忘れ、自分たちのことをする。		

Anthony Giddens, *The Politics of Climate Change*, 2009, 2, 3, 4を通読していく。(各回訳読を進めていく)。

2010年度夏合宿スケジュール
タイムテーブル

2010年度森ゼミ夏合宿スケジュール (7/3-7/5. @ 軽井沢セミナーハウス)					
	7/3(土)	7/4(日)		7/5(月)	
10:44	(団体)東京駅発	7:30	朝食	7:30	朝食
	集合場所: (別ルート)各自	8:30		8:30	
		自由時間		自由時間	
11:59	(団体)軽井沢着	9:00	発表③	9:00	発表⑤
	(別ルート)軽井沢着?	11:00		11:00	
	→合流	(11:30)		(11:30)	
	合流場所: 昼食(各自)	12:00	昼食	12:00	昼食
	(一部)コンパ買い出し →(全員)タクシー分乗	自由時間		12:30	セミナーハウス出発 →タクシー分乗
13:00頃	到着			13:16	(団体)信濃追分発 (別ルート)各自
14:00	発表①			14:52	東京着、自由解散
17:00					
18:00	夕食	18:00	夕食(BBQ)		
19:00		19:00			
自由時間		BBQ終わり次第	発表④		
20:00	発表②		コンパ		
22:00					
23:00頃?	コンパ(途中退出可)				

京都議定書の内容―締約経緯と有効性の検証―

1 班 瀬尾優美

1.はじめに

京都議定書にはいったい何が規定されているのか、なぜそのような内容になったのか？私たちは議定書についてあまりに何も知らなかったので、まずそこから知る必要があった。締約当時の各国の立場も踏まえて調べ、最後にすこし議定書の有効性について検証してみたい。

2.京都議定書の概要

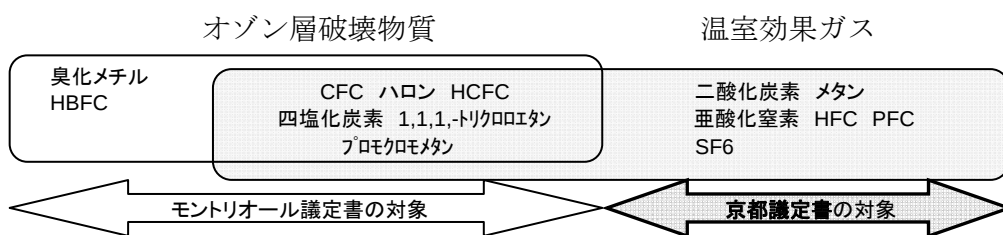
以下中間報告に向けてまとめた議定書概要のレジュメを一部転載。

①京都議定書とは？

- ・ Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change
= 気候変動に関する国際連合気候変動枠組条約の京都議定書
= 気候変動に関する国際連合気候変動枠組条約の第1 約束期間（2008～2012）における約束ごと、進め方、ということ。
- ・ 1997 年 12 月 11 日京都で開催された COP3（気候変動枠組条約第 3 回締約国会議）において採択された。
- ・ 前文、本文 28 条、附属書 A（対象ガス、分野）、附属書 B（国別削減目標）で構成。
- ・ 大体が条約付属書 I 国（先進国）の義務について定めている。

・ 京都議定書は、温室効果ガスの大気中濃度を、自然の生態系や人類に悪影響を及ぼさない水準で安定させることを達成するための取り決めである（前文）。

・ 京都議定書における削減対象となる「温室効果ガス」は、モントリオール議定書によって規制されているものを除く物質が対象となっている。（2 条）



第3条の約束の内容

・ 先進国（附属書 I 国）が、議定書に定められた各国の数値目標（法的拘束力あり）にしたがって、第1 約束期間中温室効果ガスの削減に努めることを定め、全体で 1990 年の水準より 5 %以上の排出量を削減すること（法的拘束力なし）を目標としている。

I 排出量の計算方法

- ・温室効果ガス排出量は、すべて CO2 排出量に換算する。
- 同量の CO2 対して、CO2 以外の温室効果ガスが CO2 の何倍地球温暖化に影響するかを示す「地球温暖化係数」というものがあるので、これを利用する。
(たとえばメタンの地球温暖化係数は 21。だから計算するときはメタンの排出量×21で CO2 排出量に変換)

温室効果ガス排出量(CO2 換算)

$$= \text{CO2 排出量} \times 1 + \text{メタン排出量} \times 21 + \text{亜酸化窒素} \times 310 + \dots$$

- ・これらの物質の、「人為的な排出」によるものだけを計算する。
- ・単一プロジェクトの例外
(小国の新たな工場建設など、ひとつのプロジェクトを行うだけで年間の排出量に多大な影響を与える場合は、一定の条件を満たせば、割当量超過分は含まれない。)

II 排出枠

- ・各国はマラケシュ合意に基づき、それぞれ「割当量」が発行されている。

$$\text{割当量} = \text{1990 年の温室効果ガス排出量} \times \text{5 年} \times \text{附属書 B の削減約束}$$

(CO2 換算) (例えば日本は 0.94)

- ・この割当量は取引によって獲得・譲渡が可能。
- ・他に、吸収量と共同履行／CDM／JI によって獲得したクレジットを割当量に足すことでも排出枠は増やせる。
- ・吸収量とは、自国における林業などの温室効果ガス吸収源を数値化したもの。(吸収源に関しては規定なし)
- ・共同履行、JI クレジットと CDM クレジットに関しては 3.約束の共同履行と 5.京都メカニズムでくわしく。

つまり、

$$\text{附属書 I 国の総排出枠} = \text{割当量} + \text{吸収量} + \text{クレジット} \pm \text{取引量}$$

で計算し、排出枠は増やすことができる(ということ)。

- ・京都メカニズムの活用によるクレジットの獲得はあくまで補足的であり、国内対策の努力が重要な要素でなければならないとされている(マラケシュ合意)。
- ・しかし、京都メカニズムで取得・移転される排出枠やクレジットの量についての制限は明記されていない。(吸収量も同様)

排出枠の総計(=5 年分)

吸収量	獲得したクレジット	排出量取引で獲得した分
割り当て量		

- ・2008～2012 年までの自国の温室効果ガス排出量がこの排出枠を超えなければ、約束を遵守したことになり、超えれば不遵守となる。
[遵守] 総排出量 ≤ 総排出枠
[不遵守] 総排出量 > 総排出枠
- ・約束を遵守した場合、余剰の排出枠は第 2 約束期間に繰越が可能。
(吸収量やクレジットには条件あり)

- ・約束が不遵守だった場合、
 - i. 超過排出量の 1.3 倍に相当する量を第 2 約束期間の割当量から差引き
 - ii. 第 2 約束期間における遵守行動計画の作成
 - iii. 排出量取引の資格停止
 - (iv. 記載はないが、国際義務違反で他国から国際責任を問われる可能性)

③約束の共同履行

EU バブルとよばれる。

- ・約束の共同達成を認めたもの。(4 条)
 該当合意によって附属書 B の約束を変更し、共同体の中で排出量を再配分できる。
 (EU のためにつくったようなものだが、共同達成は EU のみに限定はされていない)。
- ・共同して行動する国の排出量の総計が排出枠の総計内であれば、たとえ一部の国が各々の数値約束を達成していなくても、全体が達成していれば遵守とみなされる。
- ・しかし、全体が不遵守だった場合には、再配分された割当量を超過した国のみが不遵守となる。(!)
- ・第一次約束期間の間は、この共同体の編成国の変更はできない。
 (EU に新たに国が加わっても、抜けても議定書の約束上では変わらない)

④締約国の義務

- ・各国が「それぞれ共通に有しているが差異のある責任」(10 条)または「各国および地域に特有の開発の優先順位、目的及び事情」(10 条)を有していることを考慮に入れているため、約束の履行のための国内措置の詳細、スケジュールなどは各々が決定する。(5 年間で守れればどのように行ってもいい)
- ・経済・および社会の開発・貧困の撲滅が最優先事項である途上国の支援。(4 条)
- ・決まった期間に決まった形式(5 条)で報告する義務。(4 条・12 条)
 これを履行できないと不遵守とみなされる。
 (方法論並びに報告に関する案件の不遵守に対する措置は、数値約束不遵守時とは別)

3. 締約経緯もふくめて

① 候変動枠組条約締結時の状況と交渉グループ

この当時の状況の中形成された交渉グループは、その後の締約国会議においても大体固定化。

- i. 米 …ブッシュ大統領の公約「環境問題でアメリカがリーダーシップ」
 ⇔しかし、国内は「科学が不確実」、産業界も反対
 =その後条約の強制力を緩める方向に動くことになる
- ii. EU 諸国 …国内制度整う。温暖化問題対策に積極的。リーダーシップをとりたい。
- iii. アンブレラグループ …EU 以外の先進国、経済的コストを重視
- iv. 環境十全性グループ …スイス・韓国など議定書上先進国ではない 5 カ国
- v. 中東欧諸国…移行期経済諸国 11 カ国
- vi. 開発途上国 …vs 先進国で有利になりたいから団結したいが、内部で分裂
 - ・ AOSIS (小島嶼国連合) … 排出抑制・吸収源増大を強く求める
 - ・ 産油国…条約自体に反対
 - ・ 中国・インド…途上国として利益を確保したい

数値目標合意の過程

- COP3 前半
EU…基準年(1990 年)比 15%削減 を主張
米国・日本…基準年程度の排出量に抑えることを目標にすべき と主張
- COP3 後半
アル・ゴア副大統領が京都に乗り込む
吸収源の計算方式の案を提示 =包括的な計算方法
アンブレラグループの譲歩、数値目標の合意に至る

収源(第3条)について合意過程

- 吸収源とは、温室効果ガスを生成する物質などを大気中から取り除くもの
 - i. 争点
不確実性、非永続性、吸収量の規模、対象とする炭素プール、伐採木材製品、吸収源 CDM など多数
 - ii. 各国の主張
日本：「あらゆる森林の増加分が際限なく算入されるべき」
カナダ：「加えて農用地土壌への炭素蓄積の参入、吸収源 CDM も幅広く認めるべき」
EU 及び途上国：「吸収量は第2約束期間から算入すべき、吸収源 CDM は認めるべきでない」
-
- 合意達成は難しいかと思われたが、
COP6 中断後アメリカではクリントン(民主党)⇒ブッシュ(共和党)へ政権交代
この時の選挙での民主党の候補はアル・ゴア元副大統領
ブッシュ政権は議定書不支持を表明、離脱
↓
議定書は発効されなくなるのでは？という不安と危機感で一体感が生まれる
 - 特に EU は米国なしでも議定書の発効を重視
⇒発効要件の 55%を超えるには日本とロシアが重要
日本が重要視している吸収源に関して大きく譲歩する流れとなる。

4. 参考資料

- 瀧口博明「京都議定書の概要」京都議定書研究会(2005)。
- 水野勇史「京都メカニズム」京都議定書研究会(2005)。

京都議定書における遵守制度の経緯

1 班 倉上 允

1. はじめに

現在、京都議定書は 2004 年のロシアの批准を受け 2005 年 2 月 16 日に発効し、2008 年から 2012 年の第一約束期間を迎えるに至っている。と言っても既に現在 2010 年となっていて約束期間を半分も過ぎてしまっている。しかし、その中には温室効果ガス目標削減値を果たせそうにない国が出てきている。そこで、京都議定書の遵守に関する事項を見ていきその成立背景を追い、これからのポスト京都議定書への考察とする。

2. 京都議定書における遵守の規定

京都議定書の第 18 条に議定書全体の遵守に関する事柄が書かれている。しかしこれには重大な問題があった。実際に抜き出してみるとわかりやすい。「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、不遵守の原因、種類、程度及び頻度を考慮して、この議定書の規定の不遵守の事項を決定し及びこれに対処すること（不遵守に対する措置を示す表の作成を通ずるものを含む。）ための適当かつ効果的な手続き及び制度を承認する。この条の規定に基づく手続き及び制度であって拘束力のある措置を伴うものは、この議定書の改正によって採択される。」（京都議定書より）これを見るとまず不遵守の規定を決定するとした場合、気候変動枠組条約締約国会議（COP）ではその規定を決定できず、京都議定書締約国会議（COP/MOP）が始まるまで決定することが出来なかった。

3. 各国の動き

上記の様に COP で不遵守の決定が出来なくとも、京都議定書の発効に至るまで、そして第一回 COP/MOP でどのような不遵守措置をとるかを各国は自国の削減値を考慮し不遵守を起こした国の罰則を主張し合った。主に対立は途上国と先進国で起こった。途上国は G77 および中国という集まりであった、また先進国の中でも EU とアンブレラグループ（UG）に分かれ日本は UG に属していた。G77 および中国は COP で京都議定書発効までずっと不遵守の場合、法的拘束力ある罰則をずっと求めていた。また EU もアメリカが京都議定書から脱退するまではこれと同じ姿勢を見せていた。一方 UG は法的拘束力の導入は京都議定書を改変するものになり発効の遅れをもたらすものになるとして反対した。

4. 不遵守の規定

COP7 でのマラケシュ合意においてこの不遵守問題は一応の終息を見た。そして、京都議定書の発効後第一回 COP/MOP で不遵守の規定も盛り込まれた。そこには G77 および中国の主張していた法的拘束力は除かれ、不遵守だった場合「排出量超過分の 30% を次期の排出枠から削減する」というものが罰則として取り入れられ、また他には遵守委員会の構成や京都議定書第 5 条と第 7 条の不遵守の場合の対策もとられることとなった。

5. おわりに

ポスト京都議定書における遵守問題をどうするべきか、その期待される内容について本稿の結論としたい。ポスト京都議定書とは第二約束期間の 2013～2018 年までの期間に現在の京都議定書の役割を果たすもののことである。ポスト京都議定書では京都議定書での不具合だった部分の調整などが主に求められることであると考えられる。遵守の規定で言及させてもらえば、第一約束期間の際の不遵守の罰則は法的拘束力がなく、またその罰則は次期約束期間におよぶものであった。このことからして、第二約束期間に求められる最大の事柄は第一約束期間で罰則を受ける国々に対しその罰則をいかに受けさせるか、そして新たに設定される削減値をいかに遵守させるかにある。これは第一約束期間を終えての各国の様子を見て決められる必要があると思われるが、この温暖化問題に対する枠組みを維持したいのであれば、法的拘束力の導入も検討せざるを得ないのではないだろうか。

6. 参考文献

・関谷毅史 著 浜中裕徳 編『京都議定書をめぐる国際交渉：COP3 以降の国際交渉経緯』慶応義塾大学出版会（2009 年 4 月）。

京都メカニズム

1 班 栗原皆

1. はじめに

本稿では、主に京都議定書の内容の中でも重要とされている三つの措置（＝京都メカニズム）について考察した。

2. 京都メカニズムの三要素

京都議定書は【附属書 I 国間での】国際的な柔軟措置として、6 条共同実施 (JI-Joint Implement)、1 2 条クリーン開発メカニズム (CDM-Clean Development Mechanism)、1 7 条排出権取引 (IET-International Emissions Trading) の 3 つの方法を編み込んだ。(図 1 参照)

この京都メカニズムが考えだされた理由として、

【①、京都議定書をどうしても完成させたい。(COP3 時に) ②、いかに効率的に温室効果ガスを減らせるかが焦点。③、各国が納得出来るカタチで条文を作る。】という意識があると考えられ、そのために、

【①、妥協点や曖昧さをあえて作り、「柔軟性」を持たせ、各国が批准し易くした。(※京都メカニズムは「柔軟性」メカニズムとも表現される。) ②、方法を提示し、さらにそこでの国家間でのルールを(曖昧ながらも)決めた。③、反対も多くあり、京都議定書の条文が作成された COP3 以後も話し合いは続く。】ということが挙げた。

3. 共同実施 (JI) と共同実施活動 (AIJ)

共同実施については、図 1 の左部分の図を見ていただければ、内容は一目瞭然なので、詳細は割愛。

ここでは、共同実施活動 (AIJ-Activities implemented jointly) について触れる。これは、COP1 (ベルリン) で条約上の J I のパイロット、あるいはテスト段階として設定されたもので、他の締約国からの資金提供を受けるが、排出量の「クレジット化」を伴わないで実施される気候変動枠組条約締約国による温室ガス削減プロジェクトのことである。クレジット化されないという点で批判もほとんどなかった。

共同実施は、【附属書 I 国 (主に先進国) 間でのプロジェクトへの投資】、共同実施活動は【先進国から途上国で行われているプロジェクトへの投資】と把握するのが一番だろう。

しかし、1998 年 (COP3 の開催年) までに 100 以上の A I J プロジェクトが承認されたとされるが、そのほとんどが中南米における投資で、アフリカ圏へのプロジェクト投資はわずか数件に留った。現在では、除々にその数は増えている。

4. 京都会議 (COP3) 後から京都議定書締約までの流れと各国の立場

1998 年、補助機関議長による非公式協議が開かれる。補助機関とは、SBI (実施に関する補助機関)・SBSTA (科学および技術的上限に関する補助機関) の二つの機関で、上記の両議長が非公式にドイツのボンで会議を行った。

この際、ドイツ・英国・一部途上国は「補足性に関して数量制限を設けるべき。吸収源事業が CDM の対象となるべき」と主張。米国・カナダ・ロシア等は、「補足性に関して数量制限を設けるべきではない。吸収源事業が CDM の対象となるべきではない。」

という主張。日本は「CDM に CDM (政府開発援助) を利用したものが含まれるべき。」と主張するが、これは排出権取引が自国にさほど影響を与えないため。CDM を重要視している。

CDM が 1998 年 11 月 2～11 日に開催された。主にそこでは、EU は「あくまでも国内対策を補完するものであり、ホットエアの無制限な利用は国内対策に水を差す。数量的制限を課すべき。」と主張。UG (アンブレラグループ) は「目標を効果的に達成する手法として議定書に導入することが合意されたのであり、制限を課すべきではない。」と主張する

COP5 が 1998 年 10 月 25 日～11 月 5 日に開催される。そこでは、UG は「量的に制限することに一貫して反対」した。一方で UG の中でも日本はノルウェーなどとともに、CDM 及び、共同実施に対して積極的。G77 と中国は「排出枠が売買されても、これが何らかの新たな権利を生み出すものではない旨の原則を確認する。南北問題から先進国に利用されたくないという思いが強い。」EU は「ホットエアの無制限な取引を認めると国内努力に水を差す。」と主張する。

COP6 が 2000 年 11 月 13～24 日まで開催される予定だったが、大幅に延長。そこでは、ブロンク議長 (オランダ-議長国) のブロンク「議長ノート」(ブロンク・ノート) を中心に話し合いが行われた。EU と UG 間で、「京都メカニズムの (あくまでも) 補足性・排出量取引の方式および責任」について協議された。京都メカニズム特に排出権の補足性については、EU が「メカニズムの利用は国内措置による削減を超えてはならない。」と主張したがこれは、国内での削減が主なもので京都メカニズムに依存するのを防ごうとし、補足性を強く主張している。G77 と中国もまた、「メカニズムの利用は割当量の 9%を超えてはならない。」と具体的な数値目標を提示し制限を設けている。一方で、UG は「補足性については何ら規定の必要なし。」とした。この理由としてはロシアがホットエアを有利に使用したいと考えていたり、日本にはあまり関係のない内容だからである。

2000 年 11 月 25 日、ブロンク議長が会議の中断を宣言。翌年 5 月に再開することを提案。しかし、2001 年 3 月中旬、ブッシュ新政権で京都議定書を支持しないことを明確に示された書簡が提示される。これにより、大排出国の不参加により、世界各国に大きな失望を与える。

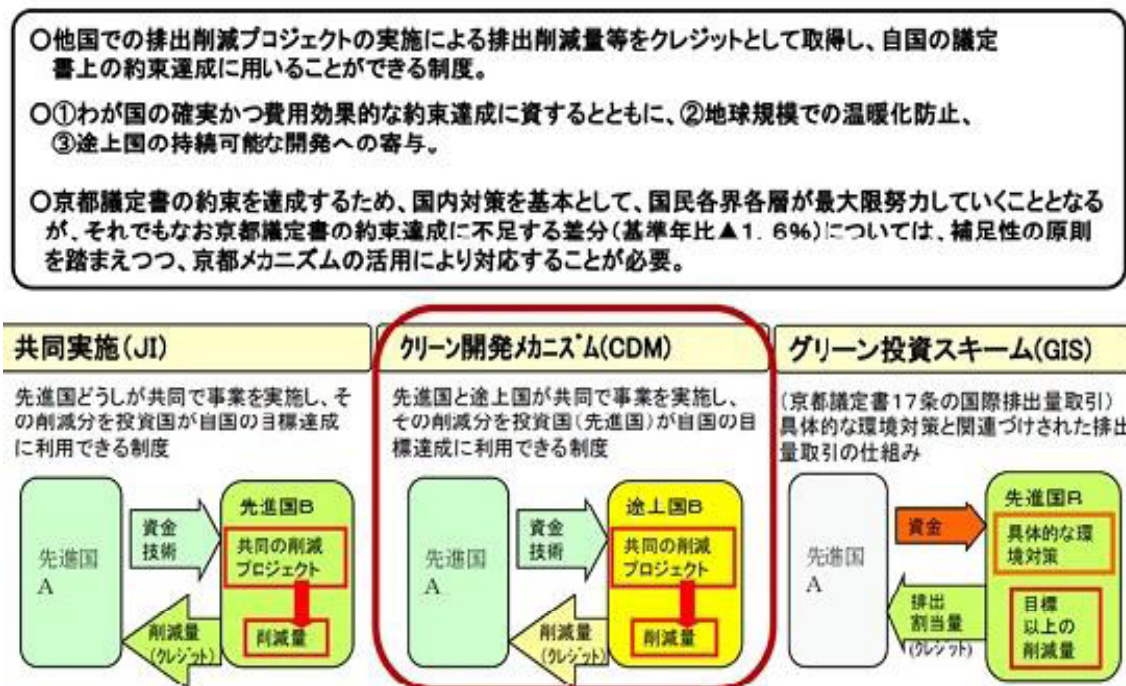
こののち、新ブロンクペーパーが 2001 年 4 月 9 日発表され、排出量取引等京都メカニズムの利用の制限 (補足性) のために、「先進国は、削減目標の達成は、おもに国内削減を通じて行う。」排出量取引の売りすぎ防止のために「締約国は、排出枠の売りすぎ防止措置のため、あらかじめ排出枠の 90%を保持することが必要。」といった内容を取り決める。

COP6 が 2001 年 7 月 16 日に再開されると、日本は京都議定書自体を支持するが、米国の参加を重要視した。一方今までやってきたことを無駄にしたくない欧州は、「議定書支持だが、米国抜きの批准を求めた。この際の、ストラダ議長による京都メカニズムの会議内容は、「衡平性・補足性・割当量の性格・原子力・第 6 条 (JI) 監視委員会・CDM 理事会の構成・約束期間・リザーブのレベル・3つの京都メカニズムに関する収益の一部・参加資格としての遵守協定・単独 CDM・吸収源 CDM」といったことである。

COP 7 が 2001 年 10 月 29 日から始まるが 9.11 同時多発テロで、アメリカはそれどころではない。各国の協調性が高まり合意がいつになく進む。

この会議でマラケシュ合意が成立し、京都議定書が締結される。

図 1



京都メカニズム-特定非営利活動法人環境評価研究機構

<http://npoiea.jp/index.php?%E4%BA%AC%E9%83%BD%E3%83%A1%E3%82%AB%E3%83%8B%E3%82%BA%E3%83%A0>

5. 参考文献

- ・松井芳郎 他『人間の安全保障と国際社会のガバナンス』日本評論社(2007)。
- ・浜中裕徳 他『京都議定書をめぐる国際交渉』慶應義塾大学出版会株式会社(2006)。
- ・羅星仁『地球温暖化防止と国際協調』有斐閣(2006)。
- ・経済産業省技術環境局環境政策課『京都議定書目標達成計画の策定』経済産業調査会(2006)。
- ・マイケル・グラブ、クリスティアン・フローレイク・ダンカン・ブラック『京都議定書の評価と意味』エネルギーセンター(2000)。

京都議定書の有効性に関する考察

1 班 大窪一暢

1. はじめに

本稿では、2012 年以降のポスト京都議定書の枠組みに関して京都議定書の問題点を挙げてその有効性に関して論じていきたい。

京都議定書の問題点として、基準年を 1990 年としていること、そして、途上国側の削減義務がないことが挙げられる。以下でその問題点について論じていきたい。

2. 基準年を 1990 年としている事の問題

1990 年比を基準にすると先進国全体では-5.2%、EU-8%、アメリカ-7%、そして日本が-6%である。(ただし、アメリカはブッシュ政権時に京都議定書から脱退している。)日本の 1990 年比削減はそうそう容易いものではない。日本は 1973 年のオイルショックの危機に直面した際、省エネ技術が誕生した。京都議定書では 1990 年以降削減した割合を参入するため、日本の削減義務-6%を達成するのにかなりのコストを要する。一方、京都議定書で特異な国は EU である。実際、京都議定書の 1990 年比割合を強く主張したのは EU である。EU にとって 1990 年というのは特別な年であった。一つは、イギリス・ドイツにおける大幅な燃料転換である。二つ目は 1990 年の東西ドイツ統一により、その後の東ドイツ地域におけるエネルギー消費の減退が生じたこと。三つめはロシア、東欧の経済崩壊が起きる直前の時期であったこと。イギリスにおいては石油保護政策から転換してエネルギーの自由化を図り石炭から天然ガスへの移行、ドイツでは西ドイツに人口がながれていったことである。さらに EU は京都議定書の国別排出量割り当てとは別に、EU 域内の再配分を行っている。これは EU の様々な国情のためである。EU 域内では、ポーランドの+27%のように排出枠を持て余している国もあり、EU の国情はそれぞれ異なっている。ポーランドが+27%の排出枠を主張しても通らないのは目に見えている。極めつけは、EU バブルと呼ばれる、EU 全体で排出量割り当ての-8%を達成すればよく、この目標を達成できれば他の個別の国の遵守は問われない。

3. 途上国に関する問題とフリーライダーの存在

途上国には削減の義務が課されていないという問題点がある。2004 年の国別二酸化炭素排出量は、1 位がアメリカ、2 位中国、3 位ロシア、4 位日本、5 位インドとなっている。しかし、2007 年度の排出量を見てみると、中国が 21%で世界一の排出量となっている。この中で中国とインドは京都議定書採択の会議の中で発展途上国であることを理由に削減義務無しという主張をしてきた。COP3 の会議で途上国のグループは 4 つに分けられる。インド・中国等の大排出国、サウジアラビア等の石油産出国、サモア・ツバル等の小島嶼国、そして後発途上国である。この中で特に大排出国の意見が強かった。彼らの主張は地球温暖化は先進国の責任であり、二酸化炭素の排出抑制による環境規制で経済成長が阻害される。そして、先進国は途上国に対して、温暖化に対して支援をするべきである、と主張している。(京都議定書第 4 条に明記されている。)
「共通だが差異のある責任」と京都議定書第 10 条に明記されているが、先進国側だけに責任があるのは疑問がある。当時は発展途上国であった中国が急速な経済成長を遂げており、2012 年以降のポスト京都議定書の枠組みの中に以下に彼らを引き込むかは大きな課題であろう。

3. 考察

2013 年以降の課題として、先ず基準をどこに置くかが重大である。2013 年以降も 1990 年比という基準にしてしまうと EU が利益をえる構造になってしまう。アメリカは京都議定書脱退後、議定書の枠組みとは別にアメリカ独自のやり方で着実に二酸化炭素の排出を減らしていつている。そして、短期的なスパンで見るのではなく、中長期的な時間的枠組みの中で考えていくことが必要である。短期期間では技術革新によるブレークスルーが図れない。そして、地球を公共財と考えるならば、ポスト京都議定書後の枠組みにはアメリカ・中国・インド等の国々の参加が必要不可欠であろう。そのためには、彼らにとって利益的なインセンティブを提示し、そしてこれらの国々と win-win な関係を構築していかなければならない。

4. 参考文献

・澤昭裕・関総一郎編『地球温暖化問題の再検証 ポスト京都議定書の交渉にどう臨むか』東洋経済新報社(2004 年 2 月 5 日)。

国際社会の動向とポスト京都議定書

2 班 金子博明

1. はじめに

環境問題に関しての国際社会の動向とポスト京都議定書に関して考察を試みた。内容としては①環境問題に対する国際的な動き（主に COP）を把握し、②京都議定書の問題点を認識、③その京都議定書の排出枠取引に関し、炭素税導入という政策と比較し、④今後の議定書に関する考察をする。

2. 環境問題に対する国際的な動き（COP）

【90 年代前半】

1988 年に行われたトロント会議により、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発足する。これにより気候変動に関する国際的な取り組みが始まり、1992 年に成立した気候変動枠組条約によって温室効果ガス排出量を 2000 年までに 1990 年の排出量に戻す努力目標が掲げられた。だが、1994 年 3 月の条約発効後、各国から排出量報告から努力目標の達成の見通しがないことが判明する。現状を解決するために、1995 年に気候変動枠組条約締約国会議（COP）が始まり、議定書交渉が開始され、2000 年以降の取り組み、拘束的目標、途上国の義務免除方針などが話合われる（COP1）。

【90 年代後半】

1997 年には COP3 が京都で行われ、京都議定書が採択される。また先進国に 2008 年から 2012 年のまでの国別削減目標が課せられる。しかし、この目標の達成条件に関し、各国から様々な主張がなされ、COP の先行きに不安の声があげられる。1998 年 COP4 ではブレノスアイレス行動計画が採択され、(1) 資金メカニズム、(2) 技術開発及び移転、(3) 条約第 4 条 8.9 項、(4) 共同実施活動（AIJ）の評価、(5) 京都メカニズムの細則、(6) 京都議定書締約国会議（COP/MOP1）の準備など京都議定書に関する 6 項目議題の交渉期限を COP6 に設定された。

【00 年代前半】

ところが 2000 年 COP6 においても京都議定書の細則の合意を得られることはできず、2001 年 3 月には米国が離脱を宣言し、京都議定書の存在意義が失われかけた。そこで 2001 年 7 月に再度 COP6 を開き、COP7 でマラケシュ合意を完成させた。しかし、議定書を守りたい国々が、制度の実効性を浸食するほどの譲歩を行うことになった。2004 年 COP10 ではロシアが京都議定書を批准し 2005 年 2 月に京都議定書が発効した。欧米諸国は着実な削減をすすめ、環境税制度改革、再生可能エネルギー促進法、炭素税に代わる EU 排出枠取引制度などを導入する。一方、米国は 2005 年 8 月 26 日のカトリナ被害から国民の環境問題に対する関心が高まり、温暖化対策の必要性を否定しにくい状況となる。また、COP10 からポスト京都議への非公式意見交換が開始される。

【00 年代後半】

2009 年 COP15 が開かれ 190 カ国から 1 万人以上が参加し、98 カ国の首相が参加した。会議目標として、気温上昇 2℃以内におさえ、2050 年までに世界全体の排出量 50% 減、先進国全体の排出量 80% 減を目指す。会議により作成されたコペンハーゲン合意は以下の通りである。これは国際社会の現在の環境問題に関する意識を強く表している。

3. コペンハーゲン合意の主たる内容

- ①：2015 年までに合意の実施に関する評価の完了を要請する。
- ②：世界全体の気温の上昇が 2 度以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化する。
- ③：附属書 I 国（先進国）は 2020 年の削減目標を、非附属書 I 国（途上国）は削減行動を、2010 年 1 月 31 日までに事務局に提出する。
- ④：附属書 I 国の行動は MRV（測定/報告/検証）の対象となる。非附属書 I 国が自発的に行う削減行動は国内的な MRV を経た上で、国際的な協議・分析の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的な MRV の対象となる。
- ⑤：先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012 年の間に 300 億ドルに近づく新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020 年までには年間 1,000 億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする。気候変動枠組条約の資金供与の制度の実施機関として「コペンハーゲン緑の気候基金」の設立を決定する。

4. 京都議定書の問題点

- 地球温暖化対策＝「地球公共財」（Nordhaus 2005）
- 公共財の特徴
 - 「非排除性」：費用負担しないものを利用から排除できない性質
 - 「非競合性」：ある主体による使用が他の主体による使用を不可能としない
- ⇒費用負担に協力しない主体の発生
- ⇒費用徴収の困難

この『地球温暖化対策＝公共財』という考えに基づいて京都議定書の問題点、特に排出枠取引について考える。

①強制力の欠如

- 負担協力しない主体の発生
 - ⇒協力を強要することができない
 - ⇒気候変動枠組条約（25 条）、京都議定書（27 条）が明示的に脱退を認めている
- 排出枠取引制度
 - ⇒排出削減の困難な国にとって、自国からの資金流出など経済的利害に直結するため、脱退のインセンティブが大きい

温暖化対策に協力しないことは自国産業への不当な補助金供与に等しいとして、例えば京都議定書批准国が米国等の未批准国産品に対する輸入禁止や相殺関税といった措置を提案（Stiglitz 2006）

⇒貿易制裁措置の併用は、京都議定書型の体制において有効

②排出量報告と遵守の矛盾

- 温室効果ガス推計には不確実性が伴う
 - ⇒エネルギー部門からの二酸化炭素排出について 10%の不確実性、他の排出源および二酸化炭素以外のガスについては 60%以上の不確実性があると示唆（IPCC）
- 資料を操作、偽装するインセンティブが存在
 - ⇒京都議定書においては、排出量申告は排出枠取引の利益と表裏一体であり、不正のインセンティブが存在

③有価な排出枠

○京都メカニズム

⇒米国が自身の遵守費用を削減するために提案したもので、日欧が合意を容易にするために妥協案として認めた

○多少なりとも利己的な国々にとって、「他国に率先して大幅な削減目標を掲げる」ことは、多額の国富を他国に寄与するに等しい行為である

結論：排出枠は温暖化防止に有効ではない

5. 排出枠取引と炭素税の比較

今後京都議定書型の制度（主に排出枠取引）を全ての先進国および途上国まで拡大する試みが行きづまる可能性があるため、その代替案として炭素税制度を考察する。ここにおける炭素税制度とは「一定税率の国内炭素税の課税を参加国に義務づける国際的な租税調和措置を意味し、その税収は各国に帰属する」と定義する。

①制度の実施可能対象の範囲

＜排出枠取引＞

- ・排出量を正確に測定できる国々（監視要）

＜炭素税＞

- ・燃料に課税することのできる国々（監視不要）

②義務の公平性と既存努力への配慮

＜排出枠取引＞

- ・排出枠分配方法による公平性
- ・既存努力に配慮した分配
- ・各国が自国に有利な公平性の基準を主張し合意は困難

＜炭素税＞

- ・均等な税率を公平とみなす
- ・既存エネルギー税は遵守に算入する
- ・排出枠の取引のみを回避
- ・途上国への配慮は低税率や参加延期など

③炭素価格の安定性（景気変動に対して）

＜排出枠取引＞

- ・極めて不安定：排出枠取引において日々変動する

＜炭素税＞

- ・比較的安定的：国家財源として重要な位置を占めればほぼ不変

④遵守監視と不正行為

＜排出枠取引＞

- ・各国は排出枠の遵守が監視される
- ・各国は排出量を偽装する動機をもつ
- ・監視インセンティブは弱い

＜炭素税＞

- ・排出枠が存在せず、排出量の監視は不用
- ・隠された補助金によるごまかしの動機
- ・国際機関や他国の税率監視インセンティブは強い

6. 京都議定書を巡る国際動向

京都議定書は京都会議（COP3）で採択されたが、条文はさまざまな解釈が可能であり、今も政治決着せずに交渉が続く。交渉の構図は「欧州グループ」（温暖化防止の姿勢が強く、柔軟性の利用を否定）、「非欧先進国」（現実的な温暖化対策を求め柔軟性利用を肯定）、「途上国グループ」（温暖化問題を南北問題とし支援措置を要請）の3つに分類される。以下に交渉争点とその決着を示す。

① シンクの数値目標への算入

- ・ 欧州グループ⇒炭素固定量の算入は上限付き
- ・ 非欧先進国⇒京都議定書の数値目標合意の前提条件
- ・ 途上国グループ⇒シンクに頼らず責任を果たすべき

○決着：算入可能な量は交渉による

② 京都メカニズムの制限

- ・ 欧州グループ⇒強い制限：国内での温暖化対策を主張
- ・ 非欧先進国⇒数値合意の前提条件：効率的な温暖化対策
- ・ 途上国グループ⇒「先進国責任論」：途上国支援の拡大を目指す

○決着：実質的な制限はなし

③ 遵守システム（不遵守に対する罰則）

- ・ 欧州・途上国グループ⇒厳しい罰則を主張
- ・ 非欧先進国⇒反対

○決着：数値目標の未達成分に関し、30%を上乗せし、次期の排出削減達成、その遵守計画策定、排出権販売資格の停止（法的拘束力はなく、政治的な拘束力）

④ 途上国支援を先進国の義務とするか

- ・ 途上国グループ⇒温暖化問題は南北問題であり、先進国の過去・現在における温室効果ガスの責任を追及し、当然の対価として支援を引き出す重要な機会

○決着：資金技術移転についてのパッケージが合意されたが、いずれも先進国に定量的な義務を課すものではない

⑤ 通報と審査

- ・ 欧州・途上国グループ⇒途上国対策や排出量目録整備などの議定書内の様々な義務を果たしているかを厳密に審査する必要があると主張
- ・ 非欧先進国⇒一定の不確実性は止むを得ない

○決着：京都メカニズム利用のための適確条件としての通報・審査プロセスは厳密なものとする

7. 考察

以上、環境問題に関する国際的な動向を把握し、今後の環境政策を考察する。今回、排出枠取引の有効性を軸に、京都議定書の問題点を考えてみた。

やはり結論としては、温暖化対策は公共性が強い特徴がある点に帰結する。報告中にも説明したが、公共財の特徴である非排除性、非競合性が地球温暖化対策を難航させている原因であると指摘できる。COP の内容、京都議定書の作成過程においても、各国が受益を優先させ、根本的な環境問題解決には至っていない。京都議定書締約国間で受益の問題となる制度として排出枠取引権を指摘し、その代替案としての炭素税制度を説明した。炭素税制度導入に関しては各々の国内で自己完結（ex. ドイツ国内-4 班の発表参照）するため、5 であげた問題を解決し、6 であげた国際社会における政治的対立も解消できる。ゆえに炭素税導入が地球温暖化問題の根本的解決手段であると主張する。

また、排出権に関して、合宿中森先生のご指摘や、1 班の発表を踏まえて、カーボンマーケットの存在について興味関心を持った。そもそも排出枠制度導入の本来の目的は、地球温暖化対策ではなく、市場創造のための手段だったとも考えられる。

8. 参照・参考文献

・朴 勝俊『ポスト京都議定書における炭素税優位論について』京都産業大学世界問題研究所（2009）。

・喜屋武 昌健『環境経営による企業競争力と環境政策に関する研究』産業総合研究所 Vol.15（2007）。

・堀内 行蔵『企業の環境政策』経営志林（1995）。

・金原 達夫『日米欧の環境政策とコーポレート・ガバナンス』修道商学（2009）。

・杉山 大志『京都議定書と政策研究シュミレーション』シュミレーション第 21 巻第 1 号（2002）。

・気象庁

http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/ipcc_tar/spm.htm

・外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/clm_cnv.html

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html

・AFP BB News

<http://www.afpbb.com/article/environmentscienceit/environment/2668622/4957700>

（2010 年 7 月 28 日現在）。

地方自治体の環境政策

2 班 関根惇人

1. はじめに

日本の環境政策のこれからの課題を考えるために、国際社会においても環境対策の行動主体となることが期待されている地方自治体において日本ではどのような政策が取られているのか見ていく。

2. 地方自治体に着目する 2 つの理由

① 気候変動対策の実施主体

1999 年に施行されて以来、数度にわたり改正されてきている「地球温暖化対策の推進に関する法律」や 2005 年に策定された「京都議定書目標達成計画」などにより、地方自治体は地域における総合的な気候変動対策の実地主体と位置づけられており、国際公約遵守のため、その役割はますます大きくなっている。

それは国際社会でも同様であり、1992 年にリオデジャネイロで策定されたアジェンダ 21 がその実施主体として自治体の役割を期待している。その取り組みを推進するのがローカルアジェンダ 21 であり、日本では 2002 年 2 月現在で 47 都道府県 196 市町村が策定済みである。そのうち環境基本計画が兼ねているのが 7 割となっている。

② 地方分権の加速化

地方分権が進んでいなかった以前は、「3 割自治」などとも言われていた地方自治体だが、環境政策に関しては自治体が国に先行するケースもある。2002 年に、地方分権一括法の施行により、機関委任事務の全面廃止や、国の地方への関与の原則化が明確化され、こういった状況をさらに加速させている。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」（1999 年施行 2006 年改正）

→第 20 条、第 21 条などにおいて、自治体の役割が具現化

「京都議定書目標達成計画」（2005 年策定）

→都道府県に期待される事項として、「広域的で規模の大きな地域の温暖化対策」、「市町村の取り組みの支援」

市町村に期待される事項として、「地域住民への普及啓発、民間団体の活動の支援、新エネルギー等の導入」

2. 東京都の地球温暖化対策

① エネラベリング制度

省エネラベルは、エネルギー消費量の多い家電製品についており、省エネ性能の違いが一目でわかる 5 段階評価と、電気料金を販売店で表示することにより、消費者の省エネ意識の向上と省エネ製品の選択を促すためのもの。平成 17 年 7 月に環境条例において、家電量販店での表示を義務化。現在では、全国省エネラベル協議会を発足し、全国 23 の都道府県において実施。こうした流れを受け、平成 18 年 10 月から全国統一の省エネラベルを開始。

→自治体から全国へ

②地球温暖化対策計画書

部門別の CO2 排出量は、全国では工場などの産業部門が 4 割、オフィスなどの業務部門が約 2 割を占めるが、東京都では、産業部門が約 1 割、業務部門が約 3 割と、業務部門からの CO2 排出量の割合が大きいため、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所を対象に、地球温暖化対策計画書の提出・評価・公表により事業活動に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制を図るものである。

対象者は、

・燃料、熱及び、電気の使用量を原油に換算した量が、年間 1500kl 以上の事業所
→工場、上下水道施設、オフィスビル、デパート、ホテル、病院、学校、庁舎など、公共施設も含まれる

3. 三重県の地球温暖化対策

「温室効果ガスの排出量取引」

県内立地の複数の企業等が連携し、参加企業の削減対策による温室効果ガス削減量や、森林整備による CO2 吸収量を「クレジット」とみなし、クレジットを売買する市場を仮想的に設置。

2003 年 1 月に全国に先駆けて県内の 35 企業と NPO 1 団体の参加による取引シミュレーションを実施。

シミュレーションは、削減目標と排出枠割当の設定、RDF（廃棄物固形燃料）や森林吸収のクレジット活用及び外部削減クレジットの活用、罰金の有無など、条件の異なる 5 つの制度試案について実施された。その結果、過去の削減努力を定量化して目標達成に反映し、RDF 発電、森林吸収、外部削減クレジットを活用できる試案が、比較的バランスが取れているという結論を得ている。

4. 埼玉県の地球温暖化対策

「グリーン・トレード制度」

埼玉県では、県内事業者の CO2 排出抑制活動と吸収源としての森林整備の促進を目的とした独自対策として、事業者の CO2 排出抑制対策の一つに森林吸収源の買い取りを組み入れる「グリーン・トレード」制度を検討している。

この制度は、県の生活環境保全条例によって排出抑制計画（環境負荷低減計画）の作成・公表・実践が義務付けられている事業者を対象とするものであり、対象事業者は、県あるいは第三者機関が運営する基金に寄付することによって、寄付金に見合った森林整備面積から換算された CO2 吸収源量を「グリーン証書」として受け取り、自らの CO2 排出量実績から差し引くことができる。

事業者からの基金は、県内森林の育成・整備に用いられ、吸収源量の拡大に寄与することとなる。

5. 三都県の政策比較

事業所等に対する排出削減義務に関しては、現状では強制力を持つ削減義務を課している例はないものの、三都県とも、エネルギー使用量などが一定以上の事業者に対して、温暖化対策計画書（埼玉県は環境負荷低減計画）の作成を義務付けており、東京都と埼玉県では計画の一般公表まで義務付けられ、履行の確実性を高める措置が取られている。更に東京都では、大規模事業所への削減義務や、新築建造物への省エネ・新エネ利用義務などが検討されており、民生部門での対策強化が図られようとしている。

市場メカニズムの活用については、三重県が独自の域内取引市場の構築を目指しているのに対して、東京都と埼玉県では域内市場の構築は考えてはいない。ただし、埼玉県では、事業所の目標達成を補完する措置として、グリーン・トレード制度の導入が検討されている。東京都でも大規模事業者への削減義務付けと合わせて何らかの補完措置を導入することを検討している。

このように、三都県で内容は異なっており、それぞれの地域の実情を反映した政策を策定する試みがなされている。特に、これらの取り組みは、地域が国に先行して、新たな政策を模索しているという点で高く評価されるべきである。

6. 今後の課題

積極的に温室効果ガスの削減目標を設定したものの、目標達成が極めて困難な状況に陥っている自治体がある。その要因としては、地域の産業構成によって目標達成の容易度に大きな差が現れるという状況がある。国内において温室効果ガスの排出量が増加しているのは、主として民生・運輸部門の排出増加によるものである。つまり、産業部門の比率が小さく、民生・運輸部門の比率が高い自治体は、構造的に温室効果ガスの排出抑制が容易ではない。

また、地方自治体における温暖化対策は、地域の住民及び事業所に対する支援・普及啓発活動が中心である。民生・運輸部門の効果的な温暖化対策を進めるためにも、地域の実情に合わせた支援・普及啓発事業は不可欠であるが、近年の地方自治体の厳しい財政事情を反映して、予算面及び人員面の制約に直面している自治体も少なくない。地域温暖化対策推進法によって、地域レベルの取り組みを支援する仕組みとして、都道府県地域温暖化防止活動推進センターと地球温暖化対策地域協議会の制度が導入されているが、必ずしも十分に機能しているとは言えない。都道府県センターは、地域における普及啓発活動の拠点として位置づけられ、都道府県単位で一か所ずつ設置することができる組織である。2003年4月1日現在、設置数は全国で13箇所にとどまっている。

7. 参考文献

- ・生田孝史『地域主導における温暖化対策の推進』 富士通総研（2003）。
- ・「地方公共団体等における実行計画、都道府県推進センター等の実施状況」環境省（2003）。
- ・「グリーン・トレードの推進」埼玉県温暖化対策課。
- ・「地球温暖化対策計画書制度」東京都環境局。
- ・「省エネラベリング制度」東京都環境局。
- ・「三重県型 CO2 排出量取引制度提案事業の実施」三重県環境部・生活環境チーム。

日本の温暖化対策

二班 小林 洋紀

1. はじめに

日本の環境政策について、現在何が行われているか、そして今後何が行われ、これからの課題はどんなものであるかということを考える。先進国として、二酸化炭素を多く排出国として日本が何をしているのかを調べた。データは主に環境省の提示したものを使用している。

2. 地球温暖化の要因

地球温暖化が含まれる気候変動の原因は、外部強制力に対する応答と内部的な自然変動によるものである。外部強制力には人為起源と自然起源の二種類がある。

① 為起源

人為起源とは文字通り人間の活動によって引き起こされるもので、CO₂排出や温室効果ガスやエアロゾルの排出、森林の減少などによる気温上昇がこれに当たる。

② 自然起源

自然起源とは火山噴火や太陽活動の変動などの自然の活動により気温が上昇・下降することである。内部的な自然変動はいくつかの自然法則が相互的に作用した場合に起きるものであり、エルニーニョやラニーニャ現象(熱帯太平洋の海水温度が数年周期で変動する現象)などがこれに当たる。

3. 日本の温暖の状況

① 排出量の推移

現在の2008年度の温室効果ガスの総排出量は、12億8,600万トンにのぼる。そして基準年と比べるとエネルギー起源二酸化炭素について排出量は1.9%上回っている。ちなみに基準年は1990年度である。また前年度と比べるとエネルギー起源二酸化炭素について排出量は6.2%減少している。つまり日本の温暖化対策は、だんだんと効果を上げているものの、目標としていたものには及ばず更なる努力が必要である。

② 化石燃料によるCO₂排出量

日本の温暖化において非常に特徴的なのが、化石燃料の燃焼によるCO₂の排出量が全体の温室効果ガスの95%を占めるという点である。これは国土が小さく農地利用が少ないためにメタンガスなどの影響が起こりにくいなど様々な理由があるが、つまりは、日本の温暖化を改善するためには二酸化炭素の排出を減らしていくことが非常に効果的であるということである。

4. 国内の温暖化対策

① 法・制度の整備

環境基本法以降定められてきた様々な法律の制定・整備である。温暖化対策としては地球温暖化対策推進法や循環型社会形成推進法などである。温暖化に限定した法令はそれほど多く制定されていないものの、近年日本では多くの環境法が制定されている。政府は二酸化炭素排出抑制のための技術開発をしている企業などに援助金を与えている。また、二酸化炭素排出削減のための支援もしている。個人にもそれは適用されている。

②排出量の算定・公表・報告の義務化

特に注目するのが排出量の算定・公表・報告の義務化である。平成18年4月1日から温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。これは京都議定書に基づき二酸化炭素の排出量削減目標が立てられたが、反対に排出量は増加傾向にあったためにその対策の一つとして始められたものである。この制度の狙いとしては事業者が排出量を削減するためにはまず自身がどれだけ温室効果ガスを排出しているのかを算定し把握することと、そのデータを国が集計・公表することにより、排出状況の見直しを図ることである。

この制度はあらゆる温室効果ガスが対象になり、また業種にかかわらず一定以上のガスを排出したものは必ず行わなければならない。報告を怠る、又は虚偽の報告をした場合は20万円以下の罰金が科せられる。

この制度の調査によると、国内において東京、愛知、神奈川、大阪、福岡、兵庫、静岡、茨城、埼玉、千葉の各都府県で全国の半数以上の報告事業所数を占めるなど、かなりの格差があるということである。またこの制度により調べられた、二酸化炭素排出事業所の排出雨量総数をグラフにしたが、このグラフから読み取れることは、量が多い地域は有名な工場地帯である。これだけの地域間の開きがあることから、事業者の二酸化炭素排出を削減すると温暖化に対して一定の効果があるのではないかと思われる（本文末尾に記載する）

5. 今後の対策

今後活用が特に考えられる対策は、環境税と国内排出量取引、そして温室効果ガスの見える化である。

①環境税

環境税は実施が検討されており、具体的な方法まで議論されている。環境省で提示されている環境税の仕組みは石油製品などの輸入業者・採集者に課税するものである。しかし、課税していくにしたがってその分業者は価格を上げていくため、価格転嫁が起これ、結果として消費者も負担しているような状態になる。税率は扱うものにより違うが、石炭が現行の石油石炭税の税率が低いためにそのようにし、ガソリンはEUの最低課税率を基準にしているという。環境省は平成23年度の実施に向けて整備している。また、鉄鋼製造用のコークスなどは免税対象になっている。

石油石炭税は環境税実施後も変わらず、ガソリン税が減額し、それを環境税として実施以前より若干上回る程度に課税する（税率の表を末尾に掲載する）

②国内排出量取引

国内排出量取引は、政府が排出枠・温室効果ガス排出総量の上限：キャップ（の交付総量を設定し、個々の企業に排出枠を設定する義務的な制度であり、温室効果ガス削減に関する中長期目標の確実な達成に資する。排出削減技術への需要が喚起され、技術革新が促される。また温室効果ガスの削減を企業にコストとして考えさせる効果がある。エネルギー起源CO₂については、化石燃料の流通過程において、川上事業者・化石燃料の生産・輸入、販売（を対象とするか、川下事業者・化石燃料の消費（を対象とするか。という問題や排出枠を翌年に繰り越せるかどうか排出枠を前倒しで使用するかなどまだまだ議論していく段階である。また、割り当てを過去の排出量の実績などで与える無償割り当てとオークションにかけるなどをする優勝割り当てのどちらにするかも決まっていない。しかしながら海外では広く行われており、日本で行われることが期待される。

③温室効果ガスの見える化

温室効果ガスの見える化とは、環境省が実験段階で今行っているもので、商品・サービスに伴う温室効果ガス排出量を定量的に可視化することであり、これにより、消費者による商品選択の際の一つの判断基準となり、より省 CO₂ の商品・サービス選択が促されることが期待される。実測調査は、家庭内に「省エネナビ」（家庭内における家電製品の電気消費量を記録・表示する計測器）を設置し、家電製品（テレビ、冷蔵庫、エアコン）の実際のエネルギー消費実態とカタログ値との比較、省エネルギー行動による CO₂ 排出量削減効果の把握、エネルギー消費量の見える化による CO₂ 排出量削減効果の把握、更に、実測調査により得られた結果を、日常生活 CO₂ 情報提供ツールに反映する。具体的な数値は明言しないが、環境省によると一定の効果があったということなので今後実施が考えられる。

6. 自然エネルギーの特徴

日本は化石燃料などのエネルギー資源をほとんど有していないので、今後エネルギー転換をお行っていく必要がある。その際に考えられるのが自然エネルギーである。具体的には、風力発電・太陽光発電・バイオ燃料・原子力・地熱発電 である。しかし、これらのエネルギーは安定したエネルギー供給が見込めないなど改善点がある。また、メタンガスなどの新たな温室効果ガスの問題も出てくる可能性がある。しかしながら技術を高めていくことでこれらを活用していくようにすべきである。そのために先ほど述べた政府の民間への援助などもしていくべきである。

7. 今後の課題

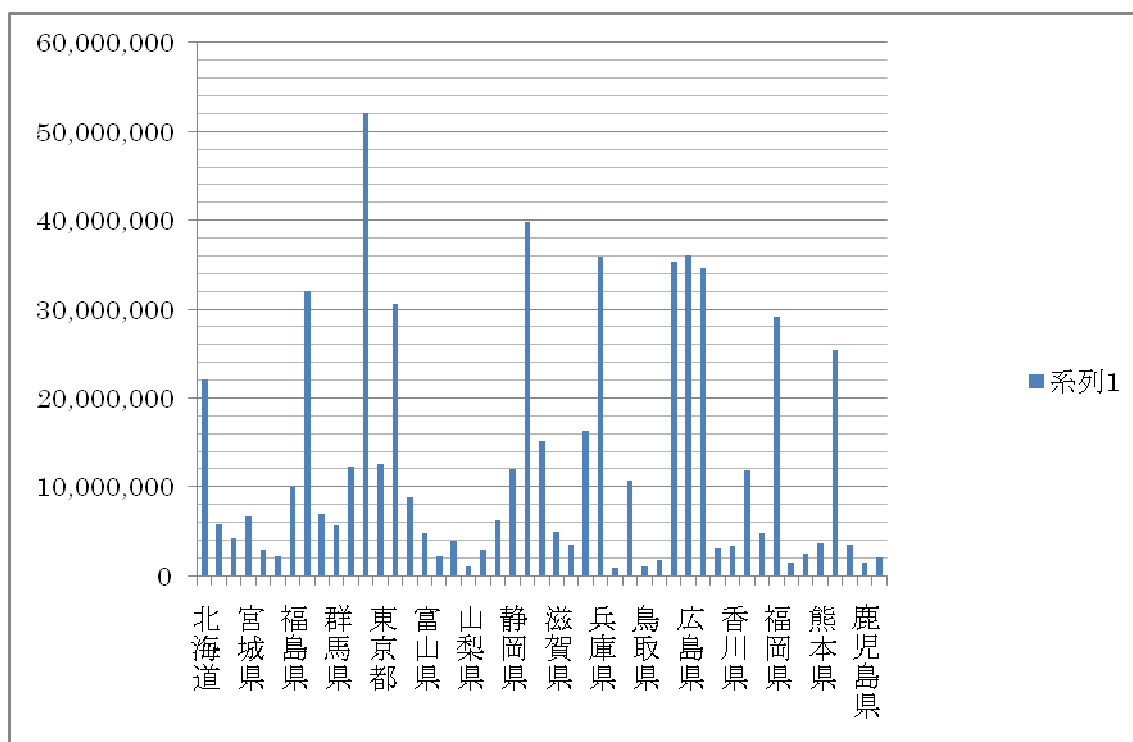
日本の温暖化への有効な対策と考えられる二酸化炭素の排出の抑制を強化するとともに、環境税や排出量取引など新たな試みをしていく必要がある。特に、市場原理が働き、排出量削減の抑止力として有効であると考えられ、世界で実践されている排出量取引に着手していく必要があるだろう。

8. 参考資料

- ・環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/earth/index.html#ondanka>) (2010 年 7 月 29 日現在)。
- ・石見徹「地球温暖化問題は解決できるか」岩波書房 (2009)。
- ・山地憲治ほか「新・地球温暖化対策」オーム社 (2009)。
- ・新澤秀則「温暖化防止のガバナンス」ミネルヴァ書房。

原油・石油製品	2780 円/kl
ガス状炭化水素	2870 円/t
石炭	2740 円/t
ガソリン	17320 円/kl

環境税の税率表



平成 22 年度都道府県別のエネルギー起源 CO2 排出量

地球温暖化問題における国際社会と日本の動向

2 班 佐藤 万里江

1. はじめに

ここでは、日本の環境政策をお話する前提として、地球温暖化はどのように国際社会において認識され、議論されてきたのか。また、そのような議論に日本はどのように影響されたかということを説明したいと思う。

2. 地球温暖化 議論の歴史

1970 年ころまでは地球寒冷化が学界の定説であった。氷河の周期性と、1940 年代から 1970 年代前半にかけて地球の平均気温の低下がみられたため、一時的に人々の関心を集めた。

しかし 1970 年代中盤にはすでに地球の気温低下は止まり、機構学者の間では CO₂ の効果についてなど温暖化の方向で研究が進められていく。国際社会で議論が進むにつれ日本でも「地球温暖化」が浸透。

① 国連人間環境会議（1972） 通称ストックホルム会議

地球規模で行われた初めての環境問題の政府間会合。人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則が定めた人間環境宣言を採択する。開発が環境汚染や自然破壊を引き起こすことを強調する先進国と、未開発・貧困などが最も重要な人間環境の問題であると主張する開発途上国とが鋭く対立した。（南北問題）

② UNEP（国連環境計画）設置（1974）

国際連合人間環境会議にて、「人間環境宣言」、および、「環境国際行動計画」が採択されたが、国際連合環境計画はこれらの採択結果を実施に移すための機関国際連合の機関として設置された。環境に関する諸活動の総合的な調整を行ない、新たな問題に対しての国際的協力を推進することを目的とする。多くの国際環境条約の交渉を主催し、成立させてきた。

③ 世界環境保全戦略（1980）

国際自然保護連合（IUCN）が国連環境計画（UNEP）の委託により、世界自然基金（WWF）などの協力を得て作成した地球環境保全と自然保護の指針を示すもの。人間環境宣言や行動計画に示された原理を発展させ、具体的な行動指針として展開している。人類生存のための自然資源の保全として、「持続可能な開発」（Sustainable Development）の概念を初めて公表したものとしても知られている。

④ ベラジオ会議（1987）

温暖化防止対策について、イタリア・ベラジオではじめて行政レベルの検討が行われた。

⑤ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）活動開始（1988）

国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための学術的な政府間機構である。数年おきに発行される「評価報告書」（Assessment Report）は地球温暖化に関する世界中の数千人の専門家の科学的知見を集約した報告書であり、国際政治および各国の政策に強い影響を与えている。

⑥ 大気汚染と気候変動に関する環境大臣会議（1989）

先進工業国の炭酸ガス排出量（世界の75%を占める）を2000年までに一定水準に凍結するなど、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの排出規制に基本的合意を見たもの。温暖化防止のための枠組み条約について、可能なら91年、遅くとも92年の国連環境開発会議までに採択できるよう最善を尽くすことをうたうなど地球環境保全のために意義の大きいものとなった。

⑦ 第2回世界気候会議（1990）

同年に発表されていた気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第1次評価報告書を肯定的に評価した上で、気候変動に関する科学知識の確実性を高めるため、研究や観測の更なる強化を提言した。ちなみに第一回は1979年に、温暖化と寒冷化について開催された。

⑧ 環境と開発に関する国連会議（1992）

通称地球サミット。地球温暖化についてはじめて深く立ち入った大規模な国際会議。温暖化についてはCOP（締約国会議）において議論が進む。1997年のCOP3では、初めて具体的に排出量の削減を義務づける内容を盛り込んだ京都議定書が議決される。以下で地球サミットについて詳細に述べる。

3. 地球サミット

人類生存のための持続可能な開発の確立に向けて、そのための基本原則と開始すべき行動に関し世界的な合意を図るための会議。

世界172か国（ほぼすべての国際連合加盟国）の代表が参加し、のべ4万人を超える人々が集う国際連合の史上最大規模の会議であった。広く環境問題について話し合われ、世界的に大きな影響を与えた。具体的には、「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」その具体的な行動計画である「アジェンダ21」「森林原則声明」、「生物多様性条約」「気候変動枠組条約」を提起し、「持続可能な開発委員会」を設置するなど2週間ほどかけて多岐にわたる項目について話し合われた。（6月3日～14日）

キーワードは「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」。1972年の国際連合人間環境会議で採択された人間環境宣言を再確認するとともに、その発展を目指し、各国、社会の重要部門や国民間の新たな水準の協調を創造することによって、新しい公平な地球規模のパートナーシップを構築することを目標とし、全人類の権利を尊重して地球的規模の環境と開発のシステムの一体性を保持する国際的な合意を得ることを進めた。地球の不可分性、相互依存性を再認識し、宣言されたものである。地球規模で環境と開発を調整する**持続可能な開発**の概念が中心であり、実行には先進国と途上国間の衡平性、先進国同士の衡平性、途上国同士の衡平性を確保し、諸国間の多様性に富む差異化された枠組みを構築することが必要とされる。

また、その他地球温暖化に関わってくるキーワードとして「先進国責任論」「気候変動枠組条約提起」をあげたい。これらについて次章で記述する。

4. 気候変動枠組条約

① 基本となる内容

地球温暖化に対する国際的な枠組み・取り決めを設定した条約で、1990年の国連総会にて決議される。

衡平に基づく、共通だが差異のある責任に合致した気候システムの保護、予防的対策の実施を進めるとともに、「先進国責任論」が争点となったため途上国の特別なニーズ、事情への配慮、持続可能な開発を推進する権利及び責務などが詳細に話し合われた。

また、南北問題や先進国間での認識の差異により具体的数値を定めることについて論争が起こった。結局その時点では努力目標として発効されることとなる。

② 締約国の分類

気候変動枠組条約に締約した国は、以下の三つに分類される。日本は先進国に含まれる。この分類により段階的に削減目標が掲げられることとなる。

- ・附属書Ⅰ国：先進国および経済移行国
- ・附属書Ⅱ国：先進国
- ・発展途上国

③ 南北問題

途上国側は発展の権利を主張。環境問題は今までの途上国の発展のための活動による責任は先進国側にあり、同様の権利を途上国も持つはずであるから環境問題への取り組みに対する資金援助は当然と訴える。一方、先進国は責任は認めるが、途上国の発展に伴い環境問題がどんどん悪化の一途をたどる現状を見れば各国が共通の責任を負うのが妥当と主張し、ここで対立が発生した。

たとえば、1960年代にうたわれた宇宙船地球号という概念がある。これは地球上の資源の有限性や、資源の適切な使用について語るため、地球を閉じた宇宙船にたとえて使う言葉で、人類に共通とした課題として環境問題があるという意味合いで使われる。しかしここでも、環境問題は先進国の経済発展に伴い進行してきたものであるため、環境問題が人類に共通した課題なのであれば途上国にとっては原因は自分たち側にはないのに責任を押し付けられる不本意な形となる。

ということから妥協案として、共通だが差異のある責任という形でまとめられ、先進国は途上国側に経済・技術的援助をすることで落ち着いた。

5. 地球サミットにおける日本の立ち位置

先進国責任論に関連して、日本は先進国であり、また二酸化炭素排出量上位国、そして海外の資源（食料・木材・エネルギーなど）に依存している、さらに先進国の技術力・経験がある、これらのような点から今後の会議を先導せざるを得なくなる。

地球サミットを受けて、その後日本においては、アジェンダ 21 行動計画（1993）、ローカルアジェンダ 21、環境基本法（1993）、環境基本計画（1994）のような政策が施行されることとなる。

地球サミットの影響は色濃く、その後このような政策はより整っていくことになるが、日本は先進国の中ではどちらかといえば環境問題に関する意識は低いということがうかがえる。

6. 参考文献

- ・深川勝之『環境問題と技術者教育』 日本高専学会誌「高等専門学校の教育と研究」（1998）。
- ・塚本瑞夫・池田善一『地球環境問題と世界の動き』社団法人日本造園学会「造園雑誌」（1992）。
- ・小田潤一郎 ほか『望ましい CO2 濃度安定化目標』社団法人日本オペレーションズリサーチ学会「オペレーションズリサーチ 経営の科学」（2008）。

キー・パーソンから見る水俣病の実像

3 班 二又風香

1. はじめに

水俣病を結果として解決に結びつけることに関わったキー・パーソンたちの動向を元に水俣病の実像を構築する。ここで取り上げている「キー・パーソン」は、ほとんどが熊本学園大学の講義『水俣学講義』へゲストとして招聘された人あるいは『水俣学講義』の主催者である。ここでは、医学の分野から原田正純氏、技術者の視点から宇井純氏を取り上げ、彼らの著作から水俣病がキー・パーソンによってどのようにとらえているのかを明らかにしたい。

2. 原田正純と水俣病—医学の視点から

①水俣病との出会い

原田正純氏は水俣病発症時、熊本大学で精神神経科の院生であった。原田氏は著作『水俣が写す世界』の中で、自身と水俣病との出会いについて次のようなことを記述している。

まず、研究室の教授が水俣病を調べに行くところに行くと同行したのが水俣病との初めての出会いである。この頃から水俣病の症状の疑いがある患者は徐々に増えはじめ、市立病院に集まるようになった。原田氏が病院に診察に来ない患者を診に行ったところ患者は水俣病である疑いが濃厚であったが、「魚が売れなくなるから来なくて良い」と診察拒否をしたという。このように患者が水俣病をひたすら隠そうとし、診察拒否をしているという現状に衝撃を受けたことから、原田氏と水俣との関係は始まった。

上記の患者の例にも見られるように、当時は患者が自ら水俣病を隠し、また医学の分野で水俣病の疑いが濃厚であっても、他の症状があればその症状を病名として診断し、患者を「水俣病ではない」と診断するなど水俣病が隠された例がいくらかあった(原田・1989)。また、水俣病を語る時、水俣病にかかっていない水俣の住民たちは「自分たちとは異質な貧民たち」として患者らをさげすむような響きがあったという。当時の水俣病患者の多くは漁民であり、水俣病を通じて人間社会に巣食う差別の構造が見えたと言った原田氏は述べている。そして彼は水俣病を起こした最大の原因が、「人を人とも思わない」人間差別の構造であり、いまだに救済が遅れている根本的な要因も水俣における差別の構造にあると考えている。患者に対する地域の目は厳しく、「楽をして補償金をもらっている」と言う人も多数存在した。

また、水俣病患者をこれ以上出すまい、騒ぎを大きくしないようにしようという行政・漁民らの意向に逆らった科学者など「キー・パーソン」たちは民衆の側からも怪訝な目で見られ、「敵」として集中砲火を浴びることもあったと言った原田氏は述べている。

②「水俣学」開講

原田氏は『水俣病』『水俣が写す世界』など、さまざまな見地から水俣病に関する数々の著書を数多く発表した。熊本学園大学で2002年後期から新たに「水俣学」を開講した。原田氏は「水俣学」を水俣病に関わった自身の総括と現場からの学問のとらえなおし、若者へのメッセージとして位置付けている。原田氏は水俣病が和解以来、過去のものとして忘れられようとしていることに警鐘を鳴らし、水俣病が解決していないことを伝えたかったこと、競争原理、グローバル化の風潮で弱者が生き難い方向へ動いていると考えられる現代社会において改めて考えてみたいと考えたこと、などのことが、原

田氏が開講するきっかけとなった。

3. 水俣病から導き出した結論

原田氏は「水俣病は鏡である」と考える。すなわち、人々は個人の置かれた立場に応じて社会の仕組み、政治、自らの生き方を決定付けられるということである。原田氏によれば、水俣病には現代社会の本質的な問題が内在していて、「社会の仕組みや政治のありよう、専門家の役割や学問のありよう、そしてみずからの生きざままで、あらゆる問題が映し出される」と結論付けている。原田氏にとって水俣病の最大の問題点は患者が貧困層であり、このような社会的弱者が生活し辛い構造になっていたことであった。キー・パーソンとして長期に渡って水俣病患者を診察し、水俣の現場を数限りなく見た原田氏ならではの現場を最重要だと位置づける姿勢に立脚した考えであると言える。

4. 宇井純と水俣病—技術者の視点から

①宇井純と水俣病との出会い

宇井純は東京大学工学部進学後、プラスチックの研究を積極的に行い、卒業後は日本ゼオンに就職した。希望していたプラスチックの生産現場へ行くことができたが、労働組合の幹部になっていたため、転勤や配置転換を余儀なくされた。営業・開発を経てプラスチック加工研究のため、東大へ戻った。その頃から水俣病に関して有機水銀説（水俣病の原因は有機水銀であるとする説）が出されていたのでそれに関心を持って水俣の調査を始め、桑原史成とともに調査を行った結果水俣病の原因が工場排水のメチル水銀であることをつきとめられたものの、公表できずに終わった¹。

②宇井純と公害自主講座運動

熊本での水俣病の発生後、新潟で再び水俣病が発生し、有機水銀説の有効性は事実上確定した。宇井氏は水俣病と新潟水俣病の原因が有機水銀にあるということを発表するため、WHO の研究員としてヨーロッパを調査して回り、そして東大へ再び戻ってきた。このころ公害は激化の一途をたどり、宇井氏は講演活動や公害運動の応援に行っていた。

そして彼はついに、東京大学で「公害自主講座運動」を開始する。公害自主講座運動の目的を、彼は次のように述べている。

公害の被害者と語るときしばしば問われるものは、現在の科学技術に対する不信であり、憎悪である。衛生工学の研究者としてこの問いをうけるたびにわれわれが学んできた科学技術が、企業の側からは生産と利潤のためのものであり、学生にとっては立身出世のためのものにすぎないことを痛感した。その結果として、自然を利益のために分断・利用する技術から必然的に公害が出てきた場合、われわれが用意できるものは同じように自然の分断・利用の一種でしかない対策技術しかなかった。しかもその適用は、公害という複雑な社会現象に対して、常に事後の対策としてしかなかった。立身出世のためには役立たない学問、そして生きるために必要な学問の一つとして、公害原論が存在する。この学問を潜在的被害者である我々が共有する一つの方法として、たまたまあいている教室を利用し、公開自主講座を開くことにした（宇井純『公害原論』・1973）。

このように、宇井氏は我々を公害の潜在的被害者と位置づけ、公害の激化する社会においてどのようにして生き残るべきかを、被害者の視点に立って考えるという講座を開講した。この背景には激化する公害に加えて 1969 年 6 月に始まった最初の水俣病の訴

¹宇井氏は自著『公害原論』の中では公表しなかった理由について当時自分が院生であり、専門家集団に対して「公表するだけの勇気がありませんでした」と述べている。

訟、1970年5月の公害補償処理委員会発足、水俣病補償処理案の提出が挙げられる。

③公害自主講座運動の意義

宇井氏は被害者に対して技術を作っていた側として責任を感じ、公害自主講座運動という形で反対運動を続けた。水俣病をはじめ、その他多くの公害問題にも自主的に関わり、積極的な調査活動を行った彼は、公害反対運動の意義についてこう述べている。

「展望がないから公害反対はできないというのは言い逃れにすぎないし、そういうふうな進め方では公害はなくなる。」また、彼は一貫して水俣病の研究解明に力を注いだ細川一博士の仕事に繰り返し言及し、「…一生工場の中で孤立し、むしろ会社のために有害な人間としてつまはじきされ、患者自身からも“会社のイヌ”として嫌われ、それでも研究を続けて最後に水俣病を自分の手で説いた人間がいた。その事実が、展望や位置付けで公害問題に触れることが良くないという考え方を、事実で証明しています。」と述べている。

宇井氏にとって水俣病は、技術革新への追求が人間に最悪の結果を及ぼしてしまった事件であり、解決が困難を極める問題として認識されている。

5. 水俣病から宇井が導き出した結論

宇井氏は水俣病を一言で言うところ「技術の人間破壊」であり、水俣病を解明し、解決への一筋を見出したものは「個人の努力」であると述べている。また、彼は水俣病においては「個人の努力を組織がじゃまをした」という定式を見出した。その原因は以下の2点である。

①水俣漁業協同組合の分裂

宇井氏によれば水俣病では、本来闘争には不向きな水俣漁業協同組合というピラミッド型組織がチッソ工場と戦わざるを得なくなり、組織の幹部がチッソに買収されて組織が容易に分裂させられたという。漁民は若干の補償金しかもらえず、運動再燃後も交渉前から漁協が分裂し、チッソ工場に就職を希望する一派と交渉を続けて補償金を得ようとする一派に分かれて内部抗争が繰り広げられ、結果として漁協はチッソに埋立地をタダ同然の値段で売り渡した。

また、水俣において被害者となった漁業従事者は貧しく、たとえば宇井が水俣に現地調査に行き漁民を訪ねて会って回った日にはその情報が漁民からチッソに伝えられているのであった。貧しい漁民への根強い差別、貧しさから這い上がろうとした結果としてチッソに情報を渡してチッソに取り込まれ、漁協という組織が分裂させられたことが問題解決をより困難にしていた。

②個人の努力による支援活動

宇井氏によれば、水俣病の原因究明に尽力した細川博士、当時水俣保健所の所長であった伊藤博士、あるいは水俣の市民会議で中心となって反対運動を推し進めている市役所の下級職員たちなど結果的に水俣病解決への糸口を見出した人々は本来の仕事に加えて自分の仕事として水俣に関わり、支援活動をした。もし、彼らが大きな組織のシステムに拘束されていたら決してなしえなかったろうし、組織は水俣漁協のように容易に分裂させられると考えられる。また、組織が直接その利益にならないことをしようとする人に支援することはないと宇井氏は述べ、キー・パーソンの手による公害問題の解決に有効性を見出している。

6. 参考文献

- ・原田正純『水俣が写す世界』日本評論社（1989）。
- ・原田正純『水俣への回帰』日本評論社（2007）。
- ・宇井純『公害原論 1』亜紀書房（1973）。
- ・宇井純『公害原論 3』 亜紀書房（1974）。
- ・宇井純『公害自主講座運動』亜紀書房（1974）。

環境政党・ドイツ緑の党と日米における環境運動体 —その思想的背景と構造の比較検討—

3 班 二又 風香

1. はじめに

ドイツ緑の党は、戦後の経済成長を否定する新中間層が中心となって進められた学生運動、環境保護運動、オルターナティヴ運動、平和運動などの社会・市民運動の流れを統合する形で誕生し、1980 年1 月、全国政党として結成された。彼らは党理念として「エコロジー」「底辺民主主義」「社会的関心」「非暴力」を掲げ、議会外運動を重視する「反政党的政党」として、様々な新しい社会運動との連携の中で運動を展開した。

環境政党としてのドイツ緑の党を検討するに当たり、ドイツ緑の党以前から存在する社会民主主義思想を掲げたドイツ社会民主党（SPD）、ドイツ緑の党結党以降にできたアメリカの緑の党の思想的背景を考察する。また、緑の党綱領に見られる「底辺民主主義」概念を取り上げて、緑の党の「思想のルーツ」を探る。

2. ドイツ社会民主主義思想とドイツ社会民主党（SPD）

①概要

ドイツ社会民主主義思想は第2 次インターナショナル（国家社会主義運動）の中心的思想となった。ドイツは統一後、ビスマルクによる強力な近代化の推進に伴い、労働者も権利の主張を行うようになっていた。労働者は主に普通選挙権を適用し、普通選挙権実施を保障する民主的基本的諸権利獲得と議会の権限拡大を要求していた。ドイツ社会民主党（SPD）は党内で労働者階級の指導方針をめぐる分裂が起きたが、1890 年に社会主義者鎮圧法の撤廃とともに、社会主義労働者党を改称して結成された。

ドイツ社会民主主義の思想としては、ロシアでの社会民主主義が政治的民主主義に加えて経済上、社会上の民主主義を主張する思想を示していたのに対し、議会闘争を重視した政治的民主化、税制改革、労働条件の改善を非合法的革命よりも重視していた。SPD は第1 次世界大戦前には修正主義、急進主義、マルクス主義に分裂し、その後 1918 年のドイツ革命に際してはブルジョア政党に妥協的になるなど主義主張は支離滅裂になり、ヒトラーに指導者が投獄されることになったものの、第2 次世界大戦後は東ドイツ、西ドイツに分裂したものの再びそれぞれの地で復活を遂げた。

1959 年にはゴードスベルク綱領を採択してマルクス主義思想と絶縁し、資本主義を革命によって変えるのではなく、議会活動を通して漸進的に社会を改良していく修正主義的な中道左派思想を示した。そして「同権に基づく政治参加」を主張、「自由」「公正」「連帯」を掲げて社会レベルでの共同決定を追求するようになった。

②ドイツ緑の党との連立

1960 年代後半から 1970 年代後半のドイツにおいては、連立政権は連邦レベルでも州レベルでも少数であった。ドイツ緑の党は結党時から「反政党」「反議会」「反制度」という左翼リバタリアンの綱領を掲げて、反原発運動など数々の社会運動を統合する形で形成された。緑の党は 1978 年に初めて州選挙に参加し、1985 年に初めて SPD との連立政権に参加した。この政権において緑の党は SPD の予算案を支持し、環境・社会政策の予算との環境大臣のポストを得てエネルギー政策などを行った。この政権は両党の原子力政策の見解の相違が原因で解消されたが、緑の党は当初ペトラ・ケリーなど

SPD 出身者が多く SPD とのイデオロギー距離は近かった。

しかし連立政権に参加するにつれて、緑の党の連立政権参加に当たってイデオロギー的妥協・選挙での勝利による連立政権への参加を主張するヨシュカ・フィッシャーら「現実派」と結党当初のイデオロギーを重視し妥協を拒むトーマス・エバーマン、ライナー・トランベルトら「原理派」の対立が鮮明となり、緑の党は分裂して現実派が優勢となった。

このことで他の政党の緑の党へのイデオロギー的抵抗感が無くなり、緑の党は 1998 年以後連邦レベルでの SPD との連立へ継続的に参加し、ドイツの政党システムに定着していくこととなる²。

3. アメリカ緑の党の思想的背景とアメリカ緑の党

①概要

アメリカ緑の党はドイツ緑の党の影響を受け、アメリカ文化におけるグリーン思想を元に結成された。これは古くからアメリカ原住民にある考え方で、人間と自然とをつなぐ力を重視し常に地球に対するバランスと尊敬の念を強調するものであった。アメリカにおいては特にタウンミーティングなどに見られるような、「個人の努力と強調」によって反映する、自給自足可能なコミュニティのネットワークが形成されていた。これらのコミュニティは具体的には主に地方で形成された労働組合、中小企業などであるが、巨大な官僚機構、巨大企業、労働組合などに取り込まれていった。

文化的、政治的伝統、現状を通して新たなパラダイムの解決策として彼らは市民権、フェミニズム、対抗文化、エコロジー、反原発、平和運動、といった観点から思想を構築していったのである。彼らは「政治、経済、エネルギー生産における大幅な分散化を支持し、同時にエコロジカルで非搾取的社会の共有された価値観を保護するために、信頼できる連邦政権を支持する」と述べた。

②ドイツ緑の党からの影響と結党、活動

西ドイツで緑の党の動きが活発化し、1978 年に欧州議会（ヨーロッパの政治的統一を目的として作られた機関）で選挙キャンペーンが行われると、1983 年北アメリカで最初の「緑の党」が設立された。アメリカではこれを機にいくつかのグリーンの政治組織が結成されていて、その最も中心的役割を果たしているのは「交流委員会」であり、「エコロジー」を軸にした幅広い政治活動とプロジェクトを実行している。交流委員会は 1984 年春ごろに始まり、エコロジーのイデオロギーと生命地域の思想、コミュニティの蘇生を結合させている。

また、1996 年と 2000 年には消費者運動家のラルフ・ネーダーが大統領選へ緑の党の公認を得て出馬した。彼は、1965 年に「どんなスピードでも自動車は危険だ」を出版し、アメリカの大手自動車会社ゼネラル・モーターズの安全性確保への問題点などが指摘され、社会に衝撃を与え、消費者運動は活発化した。消費者団体“Public Citizen”も彼によって設立されている。

² 1987 年の連邦議会選挙では、緑の党が本来 SPD 支持者層であった新中間層の支持を得て議席を拡大し、結果として 4 党が鼎立することとなった。

③アメリカ緑の党独自の特徴

アメリカ緑の党の特徴は、コミュニティの絆の蘇生が大いに強調されるところにある。その理由は社会が産業化・世俗化されていわゆる「疎外」に病むとともに国家が人種の「るつぼ」としてのダイナミクスを持っており、多くの人が「アメリカ人」になるために自らの伝統とアイデンティティの大半を捨てざるを得なかったためである。

また、党内部の討議のプロセスがドイツとは異なり、意義や自らの意見を述べるのが下手な人への配慮が見られる。

④交流委員会の活動

交流委員会には平和活動を行う宗教団体、家族農民団体、フェミニスト、コミュニティの地域開発体、エコロジスト、「穏健左派」、保守的・民主的活動家などが参加し、組織の哲学的立場及び政策志向の立場の発展を助ける役割を果たしている。

また、交流委員会は広範な応用に関してヨーロッパの緑の党の運動、ラテンアメリカの基盤コミュニティの運動、ポーランドの連帯の運動から影響を受けた運動を作ってきた。彼らの主張としては「不安な目撃者の麻痺と無関心からの目覚め、生存の可能性への覚醒、われわれが来るべき世代に伝えたいと望む世界の創造を目指す政治を望むからこそ、グリーンは存在意義を持っている。」ということであり、このことがアメリカ緑の党の意義を示している。

4. ドイツ・アメリカの緑の党「底辺民主主義」思想

①ドイツ緑の党

ドイツ緑の党においては、綱領には掲げられているものの当初から「底辺民主主義」に関する明確な根本的規定が存在しない。概念としてはあいまいな「非中央的・直接民主主義」であり、綱領においても明確化されていない。このため党内において民主主義に関する共通コンセプトが存在せず、「反議会」を掲げながらも、底辺民主主義と結びつくのは「反対することに賛成する」というパラドックスであった。

この原因は、緑の党が、理論を持たない市民イニシアティヴ、理論を敵視する考えに根ざしてシンボリックな活動を重視し、自分たちの個人的生活コンセプトを非イデオロギー的に実践するようになったことにあると考えられている。そしてこの思想のルーツが社会運動を基盤とし、既存の体制を否定して社会全体レベルでの共同決定を重視するという、ドイツ社会に古くから根ざす社会民主主義思想にあることは、イデオロギー的類似性から想像に難くない。

②アメリカ緑の党

アメリカ緑の党においては「底辺民主主義」は「草の根民主主義」と言われる。つまり、みずからの生活に影響を与える決定に参加し、それを促進するようなシステムの開発を目指すという考え方である。企画委員会の議論により採択された「10項目の基本的な価値観」の中にも次のように現れている。

項目3 グラスルーツ民主主義（草の根民主主義）

どうすれば、みずからの生活に影響を与える決定に参加でき、またそれを促進するようなシステムを開発できるだろうか？（中略）どうすれば、市民の活力、ボランティア活動、コミュニティの責任といったアメリカの伝統から最も素晴らしい洞察を学ぶことができるだろうか？

（企画委員会「10項目の基本的な価値観」より）

現在アメリカにおいて全国的な「緑の党」を自称する数多くの政党が存在しているが、思想的には社会主義にエコロジー概念をわずかに移植しただけでも「緑の党」を自称するものが多い。このような問題点はあるものの、アメリカの伝統的なエコロジー思想、コミュニティの概念結びついた思想というのは意義深い点である。

5. ドイツ緑の党、ドイツ社会民主党、アメリカ緑の党の共通点と差異

①共通性

各党はいずれも担い手は異なるが社会運動を基盤とし、既存の体制を否定する社会全体レベルでの共同決定を重視し、理論よりも情緒的で実践的な活動による社会変革を目指し、かつそのプロセスを重視していた。

②差異

戦後のドイツ社会民主党（SPD）が議会活動を重視した一方、ドイツ緑の党は反政府、反議会、反制度など、既存の議会活動に対する批判から出発した。ただし、ドイツ緑の党においてはこのようなラディカルな見方は変容し、SPD との連立後はかえって SPD の一部よりも現実指向が強く見られるようになり、オルタナティブ性が徐々に失われている。

一方アメリカ緑の党においては議会活動よりも自分が関与するコミュニティの絆の再生が重視されている。エコロジー概念に社会主義を移植しただけで自称「緑の党」を掲げる団体も少なくは無いが、いずれも目指すところはコミュニティの再生にあるという点は共通している。

6. 参考文献

- ・ トーマス・エバーマン、ライナー・トランベルト『ラディカル・エコロジー—ドイツ緑の党原理派の主張—』社会評論社(1994)。
- ・ 井関正久『ドイツ緑の党の苦悩—「反政党的政党」から連立与党への変遷とその諸問題』。
- ・ 小野一『ドイツ・大連立政権をめぐる政党システム論的考察』（工学院大学）
- ・ スウェーデンの環境党・緑—ドイツ・緑の党との比較における政権参加の条件 中嶋瑞枝・外務省調査月報（2006）。
- ・ シャーリーン・スプレッドナク、フリッツォフ・カブラ『グリーン・ポリティックス』青土社（1986）。
- ・ 木村眞樹男『ドイツ社会民主主義の研究』九州大学出版会（1998）。
- ・ トーマス・エバーマン、ライナー・トランベルト『ラディカル・エコロジー—ドイツ緑の党原理派の主張—』社会評論社（1994）。
- ・ 『社会民主主義とは何か』
http://www5f.biglobe.ne.jp/~rounou/myweb1_186.htm
(2010年6月29日現在)。
- ・ Public Citizen <http://www.citizen.org/Page.aspx?pid=2306>
(2010年6月29日現在)。
- ・ Ralph Nader <http://www.nader.org/>
(2010年6月29日現在)。

キー・パーソンから見る水俣の実像

3 班 酒井 卓也

1. はじめに

水俣病問題解決に向けて尽力したキー・パーソンの行動、実績を調査し水俣病の実像を人物の観点から見直すことが本文の主題である。なお、キー・パーソン選定の基準は宇井純氏主催『水俣学講義』の講師として招聘された人物である。キー・パーソンは医学、工学、法学、メディア関係者と多岐に渡る分野の人物から選定しておりここではメディア関係者から桑原史成氏、ユージン・スミス氏について取り扱う。

2. 桑原史成の写真

①あゆみ

桑原史成氏はフリーの報道写真家である。水俣病を取材したのが彼の写真家としての第一歩であり水俣病取材後はベトナム、韓国などでも活躍している。桑原氏は 1960 年に東京農業大学を卒業後フリーの報道写真家を目指す。彼が最初からフリーの報道写真家を目指した理由に彼の写真に対する姿勢が見て取れる。彼曰く写真家は押しなべてオリジナリティの高い写真を求められるものだという。自分の最終目標はフリーであるため求められる技能が同じならば報道機関に就職せず最初からフリー一本でやりたいという意思があった。そうして桑原氏はフリー報道写真家としてあゆみ始め、水俣病を取材、1962 年には個展『水俣病』開催。1970 年には写真集『水俣病 1960～1970』を出版した。それぞれ写真家として高く評価され、それぞれ日本写真批評家協会新人賞受賞、日本写真協会年度賞を受賞した。

②水俣病との出会いと取り組み

フリー報道写真家としてあゆみ始めた桑原氏は最初のテーマ選定に苦労したという。「社会、政治、経済が凝縮されたもの」という漠然とした構想はあったものの具体的な事例に巡り合えずテーマ選定は困難を極めた。大学を卒業した年のある日実家から帰省の要請があったので帰省の準備をしていると友人から『週刊朝日』を手渡された。帰路の道中『週刊朝日』に目を通してみると水俣病についての特集が目についた。惨憺たる水俣の実情を知って桑原氏は衝撃を受けると同時に水俣を扱おうと直感した。これが桑原氏と水俣病の出会いである。

水俣市へ赴いた桑原氏はまず現地の住民に取材を行い水俣病の実情を知りその上で水俣病患者を撮影。患者のありのままの姿を撮影することによって水俣病のよりはっきりとした実情、凄惨さを浮き彫りにした。彼の撮影の一つに、非公開ではあるが 400 号猫実験に関するレポートの写しがある。同時期に水俣で活動していた宇井純氏の手引きによるものであるが極秘の撮影、隠し撮りであったために公開は不可能であった。しかしこの写しを基に宇井氏は『公害の政治学』の一部を書き上げ水俣病の原因究明に大きく貢献した。

3. ユージン・スミスの写真

ユージン・スミス氏はアメリカの写真家であり 1971 年に来日。3 年間に渡り水俣を撮影した。ユージン氏写真は日本人にはない表現の仕方で衝撃を与えた。中でも水俣病患者の智子さんの入浴風景を写した写真は風呂という日本人にとっては到底踏み入れることができない場で撮影された点で衝撃的であった。この写真は桑原氏にも影響を与えた

4. 結論

今回の発表ではキー・パーソンを扱ったが、それは「水俣病」を1部1部ピックアップしたものである。我々は普段「水俣病」ないし他の社会的事象に対し概観的に捉え、観察することが多い。もちろん水俣病それ自体を全体的に観察し取り組んでいくことも重要である。しかし今回のように私たちと同じく（深浅の差はあるものの）水俣病に取り組んだ観察者（キーパーソン）を1人1人観察することによって、水俣病に対する見解が明確化していくこともあるのではないかと思う。

さて、彼らキー・パーソンの水俣病に対する取り組み方の特徴は個人個人が大小それぞれの組織に属していながらも（桑原氏のように独立して取り組んだ例もあるが）「個人」として高い意識を以って問題に取り組む行動したことである。（ex. 宇井氏）個人としての行動が結果として他の運動体や組織に影響力を持ったことはキー・パーソンに共通して言えることではないかと思う。

そこで問題となってくるのが個人と組織の関わり合いである。いくら個人の問題意識があろうとも個人で行動できる範囲、程度には制限がかかるだろうし、また個人で問題を解決を終止しようともいくつもの分野が複雑に交錯する社会的事象においてスタンバイから生じた研究ないし行動の結果の分野間における統合が難しくまた組織の依存が高まると階層的な意見の対立などの問題から問題解決に向うスピードが鈍る、ともすれば方向性を失うこともある。こうした個人と組織のジレンマが問題の複雑化、肥大化に伴い顕著になってくると考えられる。問題点は社会的な問題を取り扱う際、このジレンマをどう扱うか、つまり、個人と組織がどう関わっていけば問題解決に向うと考えるかということである。

5. 参考資料

- ・ 桑原史成著 『報道写真家』 岩波新書。
- ・ 清里フォトミュージアムホームページ
(<http://www.kmopa.com/index.htm>)。
- ・ Afterimage Gallery
(<http://www.afterimagegallery.com/index.htm>)。
- ・ 水俣病歴史考証館
(<http://www.soshisha.org/koushoukan/koushoukan.htm>)。
(2010年7月25日現在)

環境政党・ドイツ緑の党と日米における環境運動体 —その思想的背景と構造の比較検討—

3班 酒井 卓也

1. はじめに

ここではドイツ緑の党に代表される環境政党について、その歴史と思想をたどりながらなぜ日本でドイツ緑の党のような環境政党が勢力を持ちにくいのかを考察する。本文では導入としてドイツ緑の党の理念や政策、またそのバックボーンにあたる社会民主主義の概要に触れる。なおドイツ緑の党（Die Grünen）を直訳すると「緑の人々」となるが便宜上「緑の党」と表記する。

2. ドイツ緑の党

① 目指すもの

ドイツ緑の党は環境団体であるが故に環境政策に目が行きがちである。もちろん環境政策に注力しているのは事実であるがドイツ緑の党の基本理念は「エコロジー」と「公正」であり政治、経済、社会、そして環境と各分野での公正を図り、諸政策へと反映させエコロジーを達成するのがドイツ緑の党の最終目標である。

② ドイツ緑の党の政策

上述のようにドイツ緑の党の基本理念は「エコロジー」と「公正」であり各政策においてその理念を反映させている。その具体的政策については下記のとおりである

環境政策

環境問題（騒音、大気汚染、食料問題 etc）のしわ寄せは得てして貧困層が被るという問題を解決する。自然資源の消費バランスを重視したオルタナティブな消費スタイルを提案。（ソーラーエネルギー、交通（カーシェア、タクシー、エコツーリズム））。

経済政策

市場へのエコロジカルな制約条件を課す（自然景観、生態系の保護、核廃棄物の生産中止）。各人が利益を追求するための平等なスタートラインの設定（職業訓練、創業の機会）。

社会政策

労働者の貧困問題への対策（雇用の保障）。子どもに対するケア（フレックス制、ワークシェアリング）。子どもが生活しやすい環境（交通、環境とリンク）。
支配的な男性、奉仕的な女性という従来のジェンダー観念を廃し、女性が公平に社会財に関与し、男性が公平に家事負担に関わる（クオータ制）。

外交政策

パワーポリティクスや覇権主義の否定し国家間の格差是正を図る。パワーエリートに利益が集中する現在のグローバリゼーションへの制限（多国籍企業、国際金融市場の圧力に対する制限、IMFやWTOに対する平等、民主主義的な評価基準の導入）を目的とする。

3. 社会民主主義

①社会民主主義の誕生と基本理念

社会民主主義は環境政党を語る上で重要な思想である。元々社会民主主義は産業革命後の新階層（資本家と労働者）の誕生によって搾取を被った労働者の連帯と行動、つまり労働組合の発生と資本主義に批判的なブルジョアジーが言論の枠内で作り上げた社会主義的思想が組み合わさって発生したもの、つまり社会主義と発端を一にする。そして二つの世界大戦の間に社会改良主義や民主社会主義の流れを汲むことで社会主義と決別。より民主的な社会主義として発展したものである。

そのため社会民主主義は中道左派の位置に属する。資本主義に懐疑的な立場をとりつつも自由競争市場経済を認め競争から脱落したものに対しては救済を施すというスタンスを取る。その基本的理念は政治・経済・社会的公正、人権保護、環境保護、国際協調である。

②社会民主主義のアプローチ

では、社会民主主義がとる具体的なアプローチに触れる。

政治的アプローチ

複数党体制や政権交代を容認（一党支配を否定）し、普通選挙の形式を取り、議会制政治を行う。

経済的アプローチ

自由競争市場経済を重視、競争によって生じた階級的格差・不平等は政府の介入、調整によって是正、所得の再配分を目指す。

社会政策

医療、教育、障害者、失業者支援などを政府が大部分負担し公的社会保障の充実を図る。所得、財産に関わらず国民が社会不安なく生活できる社会を目指す。高額な所得税や企業の社会保険料の徴収により高負担だが高福祉の社会を目指す。

外交的アプローチ

国内で実施している政策を国外にも適用し理念の実現を図る。独裁政権や軍事政権の国に対し民主化や参政権の付与を支援する。また発展途上国や低開発国に対しインフラ整備や教育、産業育成を支援。紛争や戦争の和平斡旋、軍事力縮小の提案。

以上から、ドイツ緑の党と社会民主主義は密接な関係がある。

4. 参考資料

・同盟 90/ドイツ緑の党著、今本秀爾 監訳 『未来は緑 ドイツ緑の党新綱領』 緑風出版。

・ホルスト・ハイマン著 現代の理論社編集部 訳 『民主社会主義と社会民主主義 ベルンシュタイン、ゴードスベルク・ベルリン綱領』 現代の理論社。

キー・パーソンから見る水俣病の実像

3 班 菊田 駿之

1. はじめに

この項では、水俣病事件に法律・裁判の面から関わってきた人物として、富樫貞夫氏を取り上げる。富樫氏は、1969 年の水俣病研究会発足時に唯一の法学者として参加して以来、水俣病第 1 次訴訟においては患者側の法的理論形成を担った。以後も今日まで水俣病事件を研究してきた方であり、『水俣病事件と法』という論文集も出している。この項の目的は、長年水俣病裁判を研究してきた富樫氏の研究や考えから水俣病を再考することである。

2 水俣病裁判

富樫氏は、水俣病事件に関わる裁判を他の公害事件に比べ、多様で内容豊かだと指摘している。今回はそのなかでも、1 次訴訟と自主交渉川本事件を取り上げたい。

1 次訴訟とは、1969 年に水俣病患者家族が起した、加害企業チッソに対する損害賠償請求である。しかし、この訴訟は、和解に応じなかった一部の患者家族が追い込まれた末に起した勝つ見込みのないものであった。そのため、専門家を交えた支援組織である水俣病研究会が発足し、富樫氏もそれに加わったことから水俣病との関わりが始まった。

この裁判で争点となったのが、チッソの過失責任である。従来の考えでは、加害者側の過失責任を問うには、「予見可能性」、つまりチッソが排水を流すことで水俣病が起ることを予想できたかが問題となり、その場合水俣病は人類初の有機水銀中毒事件であることから、水俣病の予見可能性を証明することは困難であった。

そのため、富樫氏ら研究会は、予見可能性に代わる新理論を構築することが必要になった。それが、「安全性の考え方」である。もとは、原子物理学者の武谷三男氏の考えで、内容は「無害の証明がない限り、使ってはならない」というものであり、富樫氏らはこの考えを公害事件にも適用しようと試みた。この視点からみると、チッソは「無害であることを証明する」安全確保義務に対して、排水の分析、放流先の環境の監視といった必要な措置を取らなかったのは明らかであった。

結果として、1973 年の判決において、チッソの過失責任は断定された。従来の「予見可能性」から、「安全性」という新しい過失の考えが認められたのである。

次に、自主交渉川本事件訴訟について述べる。この訴訟は、チッソ東京本社前で起きた直接交渉を要求する患者家族とチッソ社員の間の小競り合いの際に、社員側がけがをしたとして、患者代表の川本氏が起訴された訴訟である。しかし、患者側が検察の公訴権乱用を訴えたことから、この裁判は、公訴事実だけでなく、検察の在り方を問うものにもなったのである。

水俣病事件の被害者は患者、加害者はチッソであるはずが、それまで加害者側が刑事訴訟を受けたことはない一方で、抗議した被害者側は幾度も訴訟されたことが患者の怒りと呼んだのである。

結果、1975 年の 1 審判決では有罪とされたが、77 年の 2 審判決では「警察、検察が加害者の処罰をしなかったのは怠慢だ」として公訴を棄却し、公訴権乱用が初めて認められた。

以上のようにこの 2 つの裁判だけでも、水俣病裁判は、従来の日本の法律や権力の在り方に疑問を突き付けたことが分かる。

3. 結論 - 富樫氏の考え

最後に、富樫氏の考えから水俣病と専門家についてのものを取り上げたい。

富樫氏は、初期の水俣病闘争をただの公害反対運動の1つとは考えておらず、患者が主体となって、「殿様」チッソとの地域内関係を変革しようという動きと考え、「近代日本を打つ」と表現している。

また、本人の大学での専門は民事訴訟法であるのに、水俣病を通して、他の法律分野や学問に「越境」してかかわっていた。このことに悩みを抱えていたのだが、ある時から「私が自分の専門分野を堅く守っている限り、水俣病問題には到底取り組めない」と考え始める様になったといい、現代的問題に対する専門家の在り方にも言及している。

結論として、水俣病はただの一公害事件であるのではなく、日本の法律など様々な分野に残る「近代」を明らかにした事件であったことが富樫氏の研究や考えからうかがえるだろう。

4. 参考文献

- ・富樫貞夫『水俣病事件と法』石風社(1995)。
- ・富樫貞夫、原田正純編「法創造に挑む水俣病裁判」『水俣学講義』日本評論社(2004)。
- ・『富樫教授最終講義』(<http://www.dai-h.com/minamata/MINABG5.html>)。
(2010年7月29日現在)

日本に環境政党が根付かなかったのはなぜか

3 班 菊田 駿之

1. はじめに

この項では、日本でなぜ環境政党が根付かなかったかを、緑の党が一定の勢力となっているドイツと比較して考えたい。その際、ドイツで緑の党が形成された 70～80 年代とそれ以降の 2 つの期間に分けて考える。

2. 70～80 年代

戦後から 70 年前半まで、日本とドイツは同じような境遇にあった。ともに、大戦の敗戦国であり、60 年代まで保守派政党のもと経済成長を遂げ、その一方で、60 年代後半の学生運動、70 年代前半の環境保護運動など社会運動が盛り上がるが、73 年の石油危機の影響で両国とも経済問題が優先され、環境運動は下火となる。日・独で環境運動に差ができるのは、それから後の 70 年代後半のことである。

70 年代後半において、ドイツでは環境運動が増加し、全国で激化した反核運動と結びつき、その後の緑の党結成へとつながっていった。一方、日本では、環境運動は減少していき、反核運動も地域的問題にとどまったことから、両者の結び付きも起きず、環境運動は広まらなかった。

では、この差はなぜ起こったのだろうか。いくつか理由を考えると、1 つに、日本で広まった環境運動は公害反対運動であり、その対策が公害国会や公害裁判で進んだことがあげられる。そのため、公害以外の問題は注目を集めず、放置されることとなった。

また、紳士協定として、公害防止協定が地方政府・地元企業・地元住民の間で結ばれた。これが公害対策として成果を上げ、結果、公害が地域内で解決されたことで、逆に唯一の環境問題である公害問題が全国的問題にならなかった要因ともなった。

最後に、ドイツでは左派政党である社会民主党が与党として原子力産業を支援したことがあげられる。これに反発した人々がのちに緑の党に加わった。しかし、日本では、保守の自民党が原子力産業を進めたことで、既存の左派政党が右傾することもなかったのである。

3. 80 年代以降

80 年代以降、日本では緑の党などをモデルとした環境政党がいくつも作られたが、支持を受けることはなかった。その代表としては、国政レベルの政党としては 2002 年に結成されたみどりの会議などがあげられる。また、地方議会への進出を目指すグループとしては、虹と緑の 500 人リスト運動などが存在した。では、なぜこうした政党や政治グループは支持を得られないのだろうか。

まず考えられるのが、そもそも日本人の環境に対する意識が低いのではないかという疑問である。環境庁国立環境研究所による 99 年の「地球環境問題を巡る消費者の意識と行動が企業戦略に及ぼす影響」という調査をみると、実際には、日本人の環境問題に対する意識はドイツ人よりも高いことが分かる。しかし、現実環境に良い行動をしているかという項目では、日本人はドイツ人より大きく低くなっている。つまり、日本人は環境問題に対してドイツ人よりも意識先行型であるようだ。

次に、原因としてあげられるのが、選挙制度的問題だろう。ドイツでは比例代表制が取られるなど、小政党も議席を取りやすくなっている。しかし、日本の国政レベルの選挙では、政党要件や政党助成金など、小政治グループにとって不利となる制度が存在している。こうした問題は日本で環境政党が根付かない要因の1つだろう。

では、環境団体が支援し、政治団体を大きくできるかという点、それも難しい。日本の環境NGOの規模はドイツに比べてとても小さく、ドイツでは何十万という会員を抱える団体がいくつもあるにもかかわらず、人口の多い日本では大きくても数万の会員を抱える団体程度なのである。また、会員数の差は、資金の差にもつながる。

4. まとめ

最後に、日本で環境政党がなぜ70～80年代に結成されず、なぜそれ以後も根付かなかったのかについてまとめよう。

まず、日本は四大公害のような公害を経験したことで、環境問題＝公害問題といった意識が生まれ、さらに、その公害問題が地域内で解決されるようになったことで、環境運動は地域的問題にとどまり、全国的にまとまることがなかった。

また、自民党が長期にわたり政権を担ったことで、左派政党が右傾化せず、環境政党がそうした勢力を吸収できなかった。というのも、緑の党が伸びた国の多くは、社会民主党が政権をとった時期のある国であることから、政治勢力的問題も要因として考えられるだろう。

80年代以降次々にできた環境政治団体も、小政治団体に厳しい選挙制度に遭い、支持基盤となる環境NGOも他国に比べ弱体であった、その背景としてはNPO法などの法律の整備が遅れたことや、行動が伴わない意識先行型の国民意識も影響しているように思われる。

もし、日本に、環境政党を根付かせる必要があるとするなら、制度改革はもちろん、そうした団体を支援する行動に移るような意識改革か利益誘導が必要だろう。

参考文献

- ・西田慎『ドイツエコロジー政党の誕生；「六八年運動」から緑の党へ』昭和堂(2009)。
- ・ミランダ・A、シュラーズ『地球環境問題の比較政治学：日本・ドイツ・アメリカ』岩波書店(2007)。
- ・宗像優「特別寄稿 ドイツの環境政党と日本の現状」『世界と議会 469』尾崎行雄記念財団(2003－2005)。

水俣市の環境政策とドイツの環境政策

4 班 坂本誠

1. はじめに

私たち4班は水俣病を知ることからスタートし、前期のテーマを「水俣市の今後」というものに設定した。まず①環境政策②産業③舫い直し というように分担して知識を貯めて現状を把握し、次に水俣病に関わる人物へのインタビューをし、その上で今後の展開を考察しようというものだ。インタビュー調査は、NPO 法人水俣フォーラムの事務局員と、住民運動に関する多くの書籍を出版している、すいれん舎の社長と編集者に実施した。(水俣市の環境推進課にもメールでのインタビューを試みたが、未だ返信はない。)それから、明治大学の水俣展を実施するボランティアの水俣病学習会にも参加した。

私自身は「水俣市の環境政策」をテーマとし、環境政策について調べた。そのなかで、環境先進国であるドイツの環境政策に、水俣市(また日本)も参考になるヒントがたくさんあるのではないかと考えた。少し強引だがドイツと水俣市の環境政策を比較し、そこから今後の水俣市について考察する。



参考：水俣市 HP 環境モデル都市提案書

(http://www.minamatacity.jp/jpn/kankyo_etc/kankyoun_model_toshi/km_top/dl_teiansho.pdf) (2010 年 7 月 29 日現在)

2. ドイツ環境政策の歩み

・1845 年～「プロイセン一般営業法」

企業が近隣に与える迷惑を程度によって段階に分け、多くの人々を不快にするような影響を及ぼす企業に対しては住宅地での営業を認可せず(既存の工場には移転を義務づける)、非住宅地でも営業認可を義務づける。営業場所の位置や性質によって、近隣の土地または公共一般に対しての著しい短所、危険または負担を与えるような営業施設を設置するには、特別に警察の認可が必要である。認可された企業に対して住民が「私

法的権利」によって異議を唱えることもできた。(環境媒体に対する個別的規制であり、環境侵害という全体に対する規制としては不十分である。)

- ・1982年「森の死」全国のモミやトウヒなどの7.7%が枯死ないし衰弱している。
「酸性雨」という一国では対処できない広域的な問題が浮かび上がる。

- ・1985年 イミシオン保護法改正へ

※環境法の重要概念イミシオン Immission「近隣送入侵害」臭気・有害気体・振動・光・熱が近隣へ流れ込むことによって害を及ぼすことをいう。

- ・1986年 廃棄物法 廃棄物ゼロの理念

- ・1991年 包装・容器廃棄物の発生回避に関する政令 ダイオキシン規制

- ・1996年 循環経済・廃棄物法 リサイクル社会を目指す

・1994年 「基本法」に環境保護をうたう文言が盛り込まれ、はっきりとした環境思想が打ち出される「国は将来世代に対する責任においても(中略)自然な生活基盤を守る」というものである。

※環境先進性をはかる基準

- ・イミシオン保護の程度
- ・環境アセスメントが法制化されているか否か
- ・環境権が憲法レベルで保障されているか

3. 環境税

・1998年 社民党と緑の人々(弱者保護・平和・環境保護)の連立政権「赤緑連立政権」・原子力発電の廃止と環境税(エネルギー税)の導入。

・環境負担になるものには重い税課し、環境保全につながるものには税の軽減措置をはかる。

- ・ガソリン、軽油、灯油、天然ガス、電力などに課税。

○1999年 軽油1ℓあたり6ペニヒの課税→2004年30ペニヒ(5倍)

増える歳入→社会保険料(年金など)の引き下げ→企業の社会保険料負担減少→企業の従業員を雇う負担減る→社会全体での雇用が1割増加へ。

- ・地球資源節約・CO2削減+雇用増大 二つのエコの調和。

※国家収入をたんに年金制度の援助にまわすというしくみ(税を払った者が必ずしも年金給付を得られるわけではないというしくみ)は国家的公共性(社会的公正)という点で問題があるとする反対意見も根強い。

※企業側の反発もある。But⇒コスト内部化によるインセンティブ(利益誘導)が働いて、環境税への負担がかえって産業界の競争力をつけるほうにはたらく。

・エネルギー税を上げるさいに燃費のよい自動車の税は引き下げるといった、増税と減税の組み合わせが必要⇒メーカーの技術革新へ。

○企業環境対策から環境戦略へ

ドイツの経営学者ヌスバウム「企業が生き残るためには、利得原理による企業的成功だけでは足りず、企業活動の正当化(社会の是認)が必要となっている。」

成功(利得)と正統化(社会の是認)と両立。

4. 環境教育

環境計画の一環として「環境教育計画」が策定。ドイツ人の環境意識に与えた影響はきわめて大きかった。

学校での環境教育が実質化され、環境教育科目が基本科目に組み入れられた。直接「環

境」という語は使わず、諸分野（家庭生活、生物、物理、化学、交通、社会生活）で生活に密着して、低学年から順に教えていく。基礎学校（日本の小学校の第4学年まで）では、日々の家庭生活における食物や住まいに対しての意識を向けさせ、その社会的・科学的つながりを教える。

例）母親が毎日用意してくれる食事の、個々の食材はどこから来るのか、家はどのような働きをしているのか、といったことを考えさせる。→自動車の排気ガスや騒音の多い地点に立って観察し、それが生活にどう関係するのか考えさせる。

そのようにして身の回りの事物・事象は「社会」というシステムのなかに組み込まれていることを教えるわけである。

ギュムナージウム（中等高等学校）では、大気・水・土壌・生態系に即して地球環境の構造という概念を意識させる。

こうした指導方針が、各州の文部省のきめる「学習指導要領」にもりこまれている。環境教育を貫いているのは、「社会」や「地球環境構造」という概念を教え、それに対する主体的な考えを養うこと、つまり「市民」の育成である。「地球環境」という意識は個々人を地球市民というあり方へ向ける。学校教育と並行して、環境団体や自治体が地域での指導を行っている。

5. 緑のポイント

マークがついた商品の包装容器は会社が、生ゴミは自治体が回収する。ゴミを出さないという大方針のもと、まずはゴミの中でもかさばる（全体の4割を占める）包装・容器の廃棄物を減らす（つまり、なるべくプラスチック容器を使わせない）よう、法的な誘導をしたのである。プラスチックなどを使った高価になるように政策をしくむ。（そういった商品の競争力をそぐ）

6. 地方自治

環境政策に関して自然保護と国土計画以外の権限→州や市町村の立法・政策に属する。
○フライブルク市（人口20万）の例

・ゴミ処理

ゴミ分別によってリサイクル可能なものは仕分け専門業者ないし、会社へおくり、他方では生ごみは埋め立て地に送り、その埋め立て地から出るメタンガスはコジェネレーション（熱併給発電）ガスなどで発電させつつ、その排熱をさらに暖房などの熱エネルギーへ回すシステムで、脱原発政策の一環でもある。

・市電とバスの充実

環境保護カルテ（公共交通を利用する人々のための安価な定期券）を導入。

7. おわりに

環境問題といっても、大気・土壌・水質汚染、工場のイミシオンなどさまざまであり、そうした「媒体別」に立法法規があるだけでは、現実の人間を保護する措置としては欠落がある。一人の人間は、そうした媒体別の如何にかかわらず、複合的（超媒体的）に被害をうけてしまうのだから。有害物質別やジャンル別という個別立法を超えて、総合的に法規制をする必要がある。→環境アセスメント（環境影響評価）の重要性！

みなまた市が展開しているオリジナルの環境 ISO はそれを先駆しているように思われる。しかし、まだまだ「環境都市みなまた」としての一般への認知度は高くない。ドイツと比較しても遜色ない環境都市づくりに着手していることを外へ発信していくことがこれからは重要になっていくだろう。

8. 参考文献

- ・栗原彬『証言 水俣病』岩波新書（2000）。
- ・矢吹紀人『水俣病の真実 被害の実態を明らかにした藤野紘医師の記録』大月書店（2005）。
- ・原科幸彦『環境計画・政策研究の展開－持続可能な社会づくりへの合意形成』岩波書店（2007）。
- ・諸富徹『環境政策ポリシー・ミックス』ミネルヴァ書房（2009）。
- ・平子義雄『環境先進的社會とは何か－ドイツの環境思想と環境政策を事例に－』世界思想社（2002）。

水俣市の産業と今後の道筋

4班 窪池 岳人

1. はじめに

水俣市には否応なし「水俣病」のイメージが付きまとうが、それに対して同市内の諸産業はどのような取り組みをしているのかを挙げる。そして、それらに共通する「公害の経験があるからこそ環境と健康に配慮しているまち」というイメージは水俣市民全体のなかでどの程度共有されているのかを踏まえ、今後の水俣市内の産業の道筋を考察した。

2. 諸産業の取り組み

①水俣病患者から始まった取り組み

水俣市袋地区では、水俣病が発生する以前は7割以上の世帯が漁業に生計を依存していた。やがて漁業収入に依存することが困難になり、漁民たちの多くが出稼ぎで県外に流失した。1967年に実施された農業構造改善事業で国有林が払い下げられると、その土地で漁民たちはミカンづくりを始め、ミカンは漁業収入の代替として重要な収入源となった。

農協の指導のもと農薬や化学肥料を使い、なんとか出荷量のノルマをこなそうとしていたが、漁民たちの多くは水俣病の病苦や高齢であるのに加え、小規模な経営であったため、なかなか生産性の良いミカンづくりができなかった。そうしたなか、漁民たちのあいだで、農薬の影響で症状が悪化したと訴える者や、告発しているはずのチッソが製造する化学肥料を使うことに疑問を持つ者など、農協のやり方に不満を持つ者が多くなった。そして、それらの漁民は1973年、「反農薬・反農協・自主販売」を柱に反農連(反農薬水俣袋地区生産者連合)を結成し、無農薬のミカンを農協を介さず売る行動にでた。「産直」や「無農薬」という言葉も認識されていない当時としては、漁民たちの行動はかなり先進的な試みといえる。農協に従わない態度に、地縁・血縁がものをいう地域社会の中で変わり者扱いされたが、漁民たちは自ら全国を行脚し、都市部の消費者たちとの直接的な関係をつくり、ミカンを定期購入してもらえる顧客を増やした。

②患者関係者以外の市民の取り組み

JA あしきたでは、大産地の端境期に生産者の収入を増やすのを狙って、1989年に玉ねぎの早生品種を導入した。たまたま、その玉ねぎが水にさらさず生で食べても美味しかったことから、サラダ玉ねぎとして全国に売り出していこうということになった。しかしながら、県外で試食会では水俣病の影響を心配する声がでたり、TV番組で紹介されたときには水俣の地名を削った形で紹介されたりと、JA あしきた関係者は水俣病の風評被害の根強さを思い知らされた。そこで、栽培基準を見直し、除草剤・化学肥料を使わないことにし、「安心・安全」を売り出していくことにした。この試みは功を奏し、環境保全型農業推進コンクールで農林水産大臣賞を受賞するなど、JA あしきたの玉ねぎは「サラたまちゃん」として全国ブランド化するまでになった。

また、水俣は古くからの茶の産地でもあった。ブレンド茶用などに良質な茶葉を供給していたが、水俣病の風評被害の影響で水俣産の茶葉を銘柄化しようとする問屋は現れなかった。そうしたなか、無農薬栽培農家が環境保全型農業と水俣産茶葉のブランド化のために、みなまた茶組合を結成し、生産者自ら「みなまた茶」の産直販売に立ち上がった。

このように、水俣の農産物の生産者は、どちらも風評被害を経験を経て、有機農法、減農薬栽培等の環境保全型農業への転換、「公害の教訓があるからこそ安心・安全な生

産物」というイメージをもとにブランド化、という流れをとっている。

③行政の後押し

水俣市では、水俣病を教訓に、環境モデル都市づくりの取り組みを進めるため、「安心安全で環境や健康に配慮したものづくり」の推進と、生産者の地位と意識の向上を図ることを目的として、環境マイスター制度を確立した。自然素材の利用、化学物質の除去など、環境や健康に配慮したものづくりに関する実績がある生産者や職人を認定するこの制度は「水俣産の製品は、過去のイメージにより販売力が低下した時期もありました。しかし、環境汚染の怖さを身を持って体験している水俣だからこそ、真に安心安全な水俣ブランドの確立を目指しています。」とうたっており、市をあげて「公害の教訓があるからこそ安心・安全」というイメージの製品のブランド化を目指している。

3. 水俣市民意識調査

西日本新聞社が 2006 年に行なった水俣市民意識調査では、「病名変更」47 パーセントが賛成と回答しており、市民にはまだ市の水俣病の負のイメージを懸念する声が多いようだ。「公害の経験があるからこそ～」という意識は浸透しているとは言い難い。しかしながら「水俣市を振興させるためにどんな方法が良いか」という問いには、11.5 パーセントが「環境モデル都市」と回答しており、工業都市からの転換を目指す動きも若干うかがわせる。

4. 今後の道筋

①もはやチッソ城下町ではない

かつては水俣市税収におけるチッソの割合は半分以上を占めていたが、今では1割にも満たない。補償金の捻出等で多大な負債を抱えていたチッソだが、液晶の生産で業績は回復しつつある。しかしながら、時代とともにチッソの主力製品も変化し、肥料や化学製品から液晶に変わっており、生産のスタイルも大量生産からグラム単位でのオーダーメイド生産になっている。液晶の生産ではかつてのような人手も必要とせず、チッソが市の雇用に与える影響も弱まっている。チッソに依存するまちの構造が水俣病患者への差別の問題を大きくした経緯もある。もはやチッソに依存したまちづくりに望みはない。水俣市行政もチッソの経営強化を軸とする施策から環境モデル都市行政へと既に舵を切っている。環境モデル都市行政は、チッソ城下町に代わる新たな町おこしとしての側面が大きい。当初は環境行政に反発していた市民たちの理解も徐々に得始めている。水俣市は今後もよりいっそう多くの市民を巻き込んで、チッソに依存しないまちづくりをすすめるべきである。

②水俣市の特性を活かす

では、今後の水俣市のまちづくりにおいて、何を足がかりにすれば良いだろうか。そのような足がかりとなる特性を水俣市はいくつか持っている。それらを挙げるとすると、まず先進的な環境施策や公害学習施設が考えられる。それらをいかして、視察・研修旅行を呼び込んで観光関連産業を盛りたてるのも一つだ。また、水俣市は温暖な風土を活かした特産品づくりができ、「公害の経験をいかして」を謳い文句にして、有機栽培ブランドを売り出していくこともできる。さらにチッソを活かすというのも一つの手段としては考慮できる。チッソに依存せず、共生していく取り組みを考えるならば、豊富な水資源や高度な技術を生かした IC・液晶材料等の生産も強みである。そして、水俣市は環境への取り組みを基礎に生まれたエコタウンのリサイクル産業を発展させ、九州新幹線の全線開業や南九州西回り自動車道の開通によって生まれる地の利を活かし、リサイクル産業の集積拠点となることも可能だ。いずれにせよ、「公害の教訓があるからこそ」という

イメージを水俣市のブランドにしていく作業が必要になってくるだろう。

5. 参考資料

- ・水俣病 50 年取材班 「水俣病 50 年-「過去」に「未来」を学ぶ-」 西日本新聞社(2006) 。
- ・熊本日新聞社 「水俣から、未来へ」岩波書店 (2008) 。
- ・水俣市ホームページ>環境マイスター制度
http://www.minamatacity.jp/jpn/kankyo_etc/kankyo/kankyo_Meister.htm。
- ・環境省ホームページ>環境白書(平成 4 年)-第 2 節 水俣病などの産業公害
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/honbun.php3?kid=204&serial=8267&bflg=1>。
(2010 年 7 月 28 日現在)。

水俣市の今後 もやい直し・教育広報活動

4 班 松岡宗寿

1. はじめに

水俣市の大衆イメージというどうしても水俣病、公害の街というイメージが発生から 60 年以上経った現在でも拭えない。もしくは偏見や差別的な見方が歪んで伝わってしまう部分もあるように思う。そこでそのようなイメージの改善、正しい情報を伝えていく活動を市や NPO 法人などの団体がどのような形で行っているのかをみていきたいと思う。

2. もやい直しについて

①「もやい」とは

まず「もやい」という言葉の意味について。船舶を係留するときに使われるロープの結び方「もやい結び」という言い方があるが、これは船と船をつなぐという意味である。そこから転じて二人以上のひとが一緒になにかをすること、共同、つながりというような意味がある。公害によって一度は壊れてしまった人と人の関係、自然と人の関係、この「関係」が「もやい」であり、このほどけてしまったもやいを水俣病と正面から向き合い、対話し協力することでつなぎなおしていこうという取り組みを「もやい直し」と名づけている。

②もやい直しの開始

このもやい直しという表現が公式に使われたのは 94 年に行われた第三回水俣病犠牲者慰霊式の吉井正澄市長の式辞だった。この慰霊式ではそれまで参加を拒んでいたチッソ水俣病患者連盟、水俣病患者連合、水俣病互助会の三団体が初参加し、吉井市長が市長として初めて謝罪を行ったある種節目となる慰霊式だった。

吉井市長はそれまで水俣病に対して消極的な態度をとっていた市政の雰囲気を変え、水俣病問題に意欲的に取り組む市長だった。吉井市長は水俣病解決を加害者と被害者の当事者間にとどめず、地域の再生・復興の名目で国の支援を求めた。その主張は水俣病とは患者だけでなく、水俣に住む誰もに対立と反目をもたらし、患者以外の地域市民も様々な被害をうけており、こうした疲弊した地域社会の修復を図らなければ水俣病の解決にはならないというものだった。このもやい直しという表現は水俣病の幕引きを示唆するもので一部には反発もあるが、市のトップが公の場で発言ができるというところに当時の水俣と状況をうかがい知ることができると思う。

また 1990 年を水俣市は「水俣環境元年」とし、「環境創造みなまた推進事業」をスタートさせた。こうして数々のイベントに取り組むことで市民一人一人が水俣病という問題は市民全体の問題であると認識し、また市民が人前で水俣病のことを話せるというもやい直しの状況作りが進められた。このように水俣市は「水俣病の教訓を生かしながら、水俣市民であることに自信と誇りを持てる町づくり」を目指す。

3. もやい直しセンターの活動

もやい直し事業は、「きずなの里」の中にある「もやい直しセンター」において事業を展開している。そのなかの一つである芦北町もやい直しセンターは 1995 年の水俣病政府解決策における地域再生・振興策として、地域に暮らす誰もがいつでも話し合え、くつろげる場の提供を目的に 1997 年 4 月に開館した。このセンターは開館以来約 40 万人の方が利用されている。

しかし、この建物の「設置された趣旨」や「もやい直し」の認知度はそれほど高くないため、館内に掲示されているパネル等で施設の意味をわかりやすく紹介しながら、利用される人々にセンターの趣旨を広く知らしめる活動も行っている。また、もやい直しセンターではふれあい再生事業、生きがづくり、施設開放事業などの事業も展開している。

4. 教育広報活動

水俣市の現地で活動している教育機関としては不知火プランニングと水俣環境大学、相思社などが挙げられる。不知火プランニングは水俣病を地域の大切な財産として捉え、水俣全体が環境への取り組みを通して元気になることを目指し、水俣・芦北地域の自然、歴史、人材、暮らしなどを「素」に、全国から修学旅行や教育旅行、視察・研修を誘致するためのプログラム創出にも取り組んでいる NPO 法人である。その受け入れ実績は 2008 年度では修学旅行の誘致は年間で 33 校約 3800 人、研修・視察は 23 団体約 300 人にもなる。

また水俣環境大学は水俣市が主催する不知火湾全域をキャンパスとした大学である。セミナーを開講し県内外を問わず国内全域から参加者を募り水俣病を伝える活動をしている。みなまたは水俣病が起きた場所であり、被害の記憶を人・場所・風景にためこんでいる。環境は公害の事実を社会化した表現であり、他者に伝えるときに共通認識を得やすいキーワードであるが、公害＝環境に収束させられない事実があることには注意しておかなくてはいけない。大学は水俣でおきた事実やその後の展開を、広く世間に伝えるための装置として設定されている。つまりみなまた環境大学は、水俣病が起きた水俣がその事実を受け止め、環境という共通言語に翻訳して、世間に広く伝えたい意志を表している。

また東京で活動している NPO 法人で水俣フォーラムは全国各地ですすめている水俣展の開催をはじめ、講演会や出版を通じて、水俣病事件を伝えるための活動をしている。水俣展は 1996 年から 1 都 1 府 1 道 13 県で計 21 回開催され、12,2078 人動員した。水俣フォーラムは水俣病を学ぶことで、「近代とは何か」「人間とは何か」あらためて問い直していくことを目的としている。

5. 今後の展開

①まちづくり

今回は水俣市の総合的な行政計画である第三次総合計画の内容を主に扱ったが現在はすでに第五次総合計画に移行している。第四次と並んでその内容を見る限りもやい直し事業はある程度成果が出ているように思われる。第三次以降はもやい直しのための具体的な施策は行われていないが第三次で始まった火のまつりや市民講座などの数々のイベントやもやい直しセンター、水俣病資料館の運営を継続していくことが大切なのではないかと思う。継続していくことでもやい直しというものを市民にとってより身近に、

当たり前のものにしていく努力が必要だろう。

②教育・広報・啓発活動

この活動については現地で活動している団体と現地外で活動している団体でその内容は変わってくると思われる。現地で活動している団体、不知火プランニングや相思社のような団体の為すべき役割は、「保存」であると思う。水俣病の発生から半世紀以上経ち関係者、人は亡くなっていってしまいます。伝えていく上で最も価値のある「生の声」が失われていってしまう。それは仕方のないことであるが攻めてそれ以外のもの、残せるもの、患者の方々の手記や書籍、当時の生活を伝える事物、確かにこの場所で水俣病が起きたという事実を示すようなものを残していってほしいと思う。

一方現地外で活動している団体、今回インタビュー調査や勉強会に参加させてもらった水俣フォーラムのように東京で活動している団体は「水俣病」という時間的にも距離的にも離れている問題に対して少しでも考える機会を提供していること、何らかの取っ掛かりを作っていくことが大切だと考える。この時大事なのはただただ悲惨さを前面に押し出し、このようなひどいことがあった、二度と起こさないようにしましょう、というような訓示的なものよりも問題を身近に感じられるような、自分と同じ1人の人間が経験したことなのだという実感を与えられるようなカタチで活動していくべきなのではと考える。

6. 参考文献

- ・ 東島大 『なぜ水俣病は解決できないのか』 弦書房(2010) 。
- ・ 熊本学園大学水俣学研究センター
『水俣を歩き、ミナマタに学ぶ』 熊本日日新聞社(2006) 。
- ・ 丸山定巳 『水俣の経験と記憶』 熊本出版文化会館 (2004) 。
- ・ 不知火プランニング
(<http://mkplan.org/index.html>)。
- ・ 水俣環境大学
(http://www.minamatacity.jp/related_group/kankyo-daigaku_group/index.html)。
- ・ 水俣フォーラム
(<http://www6.ocn.ne.jp/~mf1997/index.html>)。
(2010年7月28日現在)

水俣フォーラムインタビュー事務局インタビュー

4 班 窪池、坂本、松岡

日時 6 月 8 日 13 時～(1 時間程度)

場所 水俣フォーラム事務局(高田馬場)

インタビュー対象 水俣フォーラム常勤職員 林 勝一(35)

(※対象者の氏名および所属の公表許可取得済み)

Q.水俣フォーラムの活動とそのスタンスはどういったものか。

A.そもそもは 1996 年に品川の再開発地でおこなった水俣・東京展がはじまり。3 万人を超す来場者が集まり、1 回だけの開催ではもったいないということで、翌年、水俣フォーラムを設立した。水俣フォーラムではこれまで全国で 20 回の水俣展を開催してきた。また、皆、水俣病公式確認の日である 5 月 1 日の前後に毎年、水俣記念講演会をおこなっている。

スタンスとしては、水俣フォーラムは支援団体ではないということを明確にしている。水俣病の歴史は、長い間、被害者が補償を勝ち取るための闘争が続いたが、80 年代になるとメディアで水俣病が伝えられることが少なくなり、全国で水俣病が忘れ去られてしまうのではという危惧が患者や関係者にあった。水俣病の事実・歴史・経験を伝えることが必要になった。特に、ふだん水俣とは何の関わりもなく人々が暮らす東京でやる必要がある。また、当時は患者支援をおこなう団体もいくつもの党派に分かれ、一般の人が入り込む余地がない状態になってしまっていた。水俣フォーラムでは、水俣病の運動への関わり方の是非は問わずに、広く(水俣展開催の)支援を受け入れている。右から左、キリスト教の団体や創価学会まで、支援団体は選んでいない。

Q.活動の目的は。

A.一般人の水俣病への関心の敷居を低くすること。著名な作家や文化人を招くことで、関心のある作家からのつながりで水俣病に関わるきっかけを提供している。

Q.講演に患者を招く際のアポはどうしているのか。

A.個人的な関係からがほとんど。事務局長の実川は 70 年代からの支援者なので患者に知り合いが多い。

Q.講演などの依頼に患者は積極的か。

A.水俣病患者が人前で話しをしようとする人はわずか。地域社会のなかで患者であることを公にすること自体、容易なことではない。差別と偏見をおそれている。その原因の一つの要素として日本全国の無関心があると思う。

Q.水俣市の環境政策やもやい直しなどの事業についてどう思うか。

A.水俣市の環境政策は 95 年の国の最終和解案の前後から、国と県の後押しをうけて事業が始まった。この時期、吉井正澄前市長が慰霊式で初めて市長として行政の非を詫びた。そこから、もやい直しなどの市民の融和を図る事業にもつながっていった。患者からは「そもそも、もやいなんてあったのか。」、「もやい作りなのでは。」、「加害者側からもやい直しを持ちかけるなんて偉そうだ。」などという声もあったそう。それでも患者は積極的にと仕組みに参加した。その吉井前市長の右腕として働いていた吉本さんとい

う人が中心となって、環境政策は進められた。

Q. (水俣市の事業を) 水俣フォーラムとしてはどうみているか。

A. 水俣病の経験があるからこそやっていることであるし、大切なこと。依然として存在する差別、偏見、無理解を払しょくすることに間接的にも行政が関わっているのは大切なこと。ただ水俣市内において市民の関係は単純な被害加害の関係ではない。そうした複雑な関係性の中での取り組みを外部が善し悪しを語ることはできない。

Q. 水俣フォーラムの活動で手ごたえを感じることはあるか。

A. 来場者にアンケート用紙を配布しているが、3～4割もの人がアンケートを残してくれる。ボランティアも100～200人くらい集まる。水俣病に関心のある人が集まるのが手ごたえのひとつ。アンケート回答者の中にはチッソの社員や水俣市出身の人がいたことがある。

水俣展にどれだけ人が来ようとも、患者の暮らしは良くなならないが、患者の励みにはなと思う。自分の話を聞いてくれる人がいることは、患者にとってとても大きなこと。患者の助けになりたいというのは、支援者のおごり。あくまでも「患者のから自分たちの生活を見直すヒントを得たい。」というスタンス。水俣展を通して水俣に関心をもった人たちが様々なかたちで活動に参加していることにも手ごたえを感じる。

Q. ボランティアに参加する人はどのような人か。

A. 中学生から高齢者までさまざま。学生やサラリーマン、主婦、化学メーカーに勤務する人や市民活動家までいる。まさに多種多様。

Q. イベントの来場者はどのような人か。

アンケートの結果から見ても、チッソ社員もいるくらいであるし、ボランティアと同様に多種多様としか言いようがない。ただイベントによって来場者の層に偏りは多少ある。

Q. 水俣病に対する差別や偏見を感じることはある。

A. 最終和解のプロセスで、環境省のトップが「新申請者はニセ患者」という趣旨の発言をしたことがあった。

熊本県の水泳大会で水俣市の中学生が市外の中学生から差別を受けたという熊日新聞の記事があった。

水俣市内でタクシー運転手が「認定されれば飯が食える。」というようなことを、本人は冗談として、言っていた。発言は発言した人たちの無理解が原因。むしろ、そうした光景は日常的。

水俣市内の公共の場ではどうしても「水俣病」とは口に出しにくい雰囲気がある。

水俣出身の若い人が、水俣出身であることを言えない。

新申請者の中にも認定されない人がいる。本来ならば、病気でないことがわかって安心すべきことなのに、金欲しさに申請したと思われることおそれている。

Q. 「水俣病」という病名を変更しようという動きについてどう思うか。

A. 病名変更運動を推進してきた市民は水俣病患者を差別してきた主体でもある。患者からすれば、せっかく「水俣病」の患者として認定を勝ち取ったのに、病名が変われば自分たちの存在が消されてしまうのではと思うだろう。運動自体が「水俣病」の患者であ

る自分たちを厄介者扱いしているような印象を与えるだろう。

Q.逆に「水俣」という地名をブランド化しようという動きについてはどう思うか。

A.何年か前にサラダたまねぎがTV番組で紹介されたとき、水俣の地名が意図的に削られたこともあった。水俣病をきっかけに生産者が安全な生産物をつくろうという取り組みをすること自体は良いことだと思うが、ブランド化というほど全国に浸透していないと思う。現実には農協に集められた収穫物は熊本県産と表記されて全国に出荷されていることがほとんどだと思う。

Q.水俣市漁協が水俣湾の再生事業に取り組んでいるが、一般の人は水俣の水産物をどう思うだろうか。

A.「水銀値は大丈夫なの？」というような素朴な質問がよせられるのも事実だと思う。実際、水銀値は国の基準を下回っているものの、絶対に安全というわけでもない。しかし、そんなことをいったら、東京湾の魚の水銀値もあやしいものだ。

Q.水俣病の被害に関して、行政に求めることは。

A.熊本県は不知火海全域の健康被害の一斉調査を行おうとしたが、環境省のストップがかかった。行政が公式的に水俣病の被害に関して動きだすと、隠れた患者も名乗りだしやすくなる。改めて一斉調査をすべきだ。今の宮本市長は、吉井前市長に比べると、あまり水俣病に関する発言をしない。吉井前市長は市報の中の「市長への手紙」というコーナーで「患者が、補償金でパチンコをやって何が悪い。」というように、よく水俣病の話題を取り上げていた。一斉調査もそうだが、大切なのは、行政が患者を救済する姿勢をしっかり示すことだ。

学術図書出版 株式会社すいれん舎 インタビュー

4 班窪池、坂本、松岡

日時 6月11日(金)15時～(1時間半程度)

場所 喫茶店(お茶の水)

インタビュー対象 代表取締役社長 高橋雅人

企画室 佐藤健太

(※対象者の氏名および所属の公表許可取得済み)

Q 会社がとりくんでいることは？

A かしわ書房から独立し、主として復刻の資料集を出版している。取り扱うテーマは公害や女性差別、住民運動など戦後、高度成長期に起きた問題について。そういった過去の資料類を残していくことが必要であると考えている。内容は古いものであるが、今でこそニーズがあると認識している。また住民運動というものはいまだに学問の対象として扱われていないが、そういった研究に堪える資料の作成を目指している。

Q 大切にしている理念は？

A 出版という仕事は筆者がいて、資料があればいいわけで、机の上だけでできる仕事ではある。しかし現場に出て、取材して初めてわかることも多いと思う。実際に出向いて新しい事実、埋もれている事実を掘り起こすというような大事さがあると思う。また現在取り組んでいる女性差別に関する資料では訴訟を起こしている全国の原告の家を訪ねた。女性差別のような民事裁判の資料、民事資料は裁判所では5年しか保存されない。そのような資料を直接原告の方にお願ひして資料を借りて、出版している。そういった意味では世の中にはどこにもない資料である。

Q 水俣病に関する住民運動への世界からの関心はどういったものであるか？

A 日本は水俣病という世界で類を見ない人的被害を含めた公害を経験している。それを克服するカタチで色々な運動や行政の動きや法律ができていく。他の国にはない蓄積があるといえる。

Q 行政に求めるものはなにかあるか？

A 住民運動においては運動の成果がでることは稀有であると思う。基本的には住民運動は負けるものである。しかしそのようにつけて争った様々な権利などが数十年後に政策に取り入れたり、カタチを変えて反映されていると思う。

Q 水俣病の認知度の低下についてどう考えるか？

A アメリカと戦争したことを知らない大学生がいたり、知り合いの大学教授から今の大学生には日本語の授業が必要であるなどの話を聞くので(水俣病の認知度の低下は)それほど驚かない。

Q 水俣病という病名についてどう思うか？

A 水俣のひとは嫌がっているように思う。しかし名前を変えると微妙な問題もある。ハンセン病の話で藤本事件というハンセン病患者が誤認逮捕され死刑になった事件があった。今になって菊池事件という連中が出てきているが、なにをいっているんだという感じがする。いまさら言い方を変えるだけでイイコトをしたような顔をしていて、不愉快に思う。ただ現地の水俣の人たちが深く考えることなく素朴に変えたいと考える気持

ちもわかる。自分のような東京に住んで第三者的な立場では意見する資格があるのかなとも思う

Q もやい直しというものについてどう考えるか？

A 少なくともやっているのは良いことだと思う。具体的な活動は詳しく知らないが市や市民や患者と一緒に何かをやることは大事だと思う。直接行政や制度にしなくとももやい直しのようなカタチにならないものをしていくことの方が大切だと思う。そういったモノのほうになにかしら救いになりうるのではないかと思う。

Q 現在の水俣の一番の問題点はどういったものだと思うか？

A まず関係者が高齢化している点。ヒロシマなどもそうだが多くの語り部の方々が亡くなってきてしまっている。そういった状況でどうやって水俣病を語り継いで残していくのかと言う問題がある。そうなったときに残るものは書籍という手段がある。自分のような出版に身をおくものとしては書籍と言うカタチで後世に伝えていければと思う。また他にも当時の生活用品や漁具など直接水俣病に関係ないものも残していく必要があると思う。

A 救済システムが一番の課題だと思う。今水俣病は被害者の実際数やその実態がわからない状況にある。それはどうしても差別の問題から申請できない患者がいるからであるが、これは問題の長期化の原因でもある。これは今後にも起こりうることで次同じようなことが起きたときに匿名で救済するシステムのようなものを考える必要がある。そうでなければ同じことの繰り返しになる可能性がある。

冬合宿活動記録
2010 年 7 月 3～5 日
早稲田大学軽井沢セミナーハウス

2010 年 12 月 1 日刊行

発行者 早稲田大学 文化構想学部
社会構築論系 現代共生理論
森 元孝ゼミナール
